【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年８月26日
【発行者名】	大和住銀投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長　後藤　正明
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目２番１号
【事務連絡者氏名】	植松　克彦
【電話番号】	03-6205-0200
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月分配型） 短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月分配型）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	各々につき、１兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当ありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月分配型）
短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月分配型）

以下、上記ファンドを総称して、またはそれぞれを「当ファンド」または「ファンド」といいます。また、必要に応じて短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月分配型）を「為替ヘッジあり」、短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月分配型）を「為替ヘッジなし」といいます。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

当ファンドは、追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である大和住銀投信投資顧問株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各々につき、１兆円を上限とします。

なお、上記金額には申込手数料および申込手数料にかかる消費税および地方消費税（以下、「消費税等」といいます。）は含まれていません。

（４）【発行（売出）価格】

取得申込受付日（注１）の翌営業日の基準価額（注２）とします（なお、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれていません。）。

(注１)ニューヨーク、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行または証券取引所※の休業日と同日の場合ならびに12月24日は、取得のお申込みを受付けないものとします。
※金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第８項第３号もしくは同項第５号の取引を行う市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じです。

(注２)基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

ファンドの基準価額については、お申込みの各販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

大和住銀投信投資顧問株式会社
＜インターネットホームページ＞http://www.daiwasbi.co.jp/
＜お電話によるお問い合わせ先＞受付窓口：（電話番号）0120-286104
受付時間：午前９時から午後５時まで（土、日、祝日除く。）

（５）【申込手数料】

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.24%（税抜3.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。
※申込手数料には、消費税等相当額がかかります。
※分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。
※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。
※申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

(６)【申込単位】
販売会社によって異なります。ファンドの申込単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

(７)【申込期間】
平成28年８月27日から平成29年８月29日までです。
（申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(８)【申込取扱場所】
ファンドの申込取扱場所（販売会社）については、下記までお問い合わせください。
大和住銀投信投資顧問株式会社
＜インターネットホームページ＞http://www.daiwasbi.co.jp/
＜お電話によるお問い合わせ先＞受付窓口：（電話番号）0120-286104
受付時間：午前９時から午後５時まで（土、日、祝日除く。）

(９)【払込期日】
①申込代金については、販売会社の定める期日までにお支払いください（詳細はお申込みの販売会社までお問い合わせください。）。

②申込期間中に、投資家から申込まれた振替受益権に係る取得申込みの発行価額の総額は、追加信託を行う日に、販売会社によって委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】
申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。

(11)【振替機関に関する事項】
振替機関は、株式会社証券保管振替機構です。

(12)【その他】
①振替受益権について
ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。
ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。
（参考）
◆投資信託振替制度とは、
ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。
・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

②日本以外の地域における発行
ありません。

第二部【ファンド情報】

第１【ファンドの状況】

１【ファンドの性格】

(１)【ファンドの目的及び基本的性格】

①ファンドの目的

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として米ドル建ての社債等へ実質的に投資することで、安定した利息収益を確保するとともに、トータルリターンの獲得を目指して運用を行います。

②ファンドの基本的性格

当ファンドにおける一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は以下の通りです。

＜商品分類表＞

短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月分配型）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜属性区分表＞

短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月分配型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券　社債）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （フルヘッジ） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券　社債））

…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（社債）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（社債）とは、目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジあり…目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜商品分類表＞
短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月分配型）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 （収益の源泉）
単位型 追加型	国　内 海　外 内　外	株　式 債　券 不動産投信 その他資産 （　　） 資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

※商品分類表の各項目の定義について
追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

＜属性区分表＞
短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月分配型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ

株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 （　　） 不動産投信 その他資産 （投資信託証券 （債券　社債）） 資産複合 （　　） 資産配分固定型 資産配分変更型	年１回 年２回 年４回 年６回 （隔月） 年12回 （毎月） 日々 その他 （　　）	グローバル 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 （中東） エマージング	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり （　　） なし

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分表に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※属性区分表の各項目の定義について

その他資産（投資信託証券（債券　社債））

…目論見書又は投資信託約款において、投資信託証券を通じて実質的に債券（社債）に主として投資する旨の記載があるものをいいます。債券（社債）とは、目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいいます。

年12回（毎月）…目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

北米…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ…一般社団法人投資信託協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

為替ヘッジなし…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

上記以外の各区分の定義の詳細については、一般社団法人投資信託協会のホームページ（http://www.toushin.or.jp/）をご参照ください。

③ファンドの特色

特色1 投資信託証券への投資を通じて、主として米ドル建ての社債等へ実質的に投資します。

●当ファンドは下記の「指定投資信託証券」および「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

<指定投資信託証券>

ルクセンブルグ籍外国投資証券
○ゴールドマン・サックス・ファンズ　S.I.C.A.V.　ゴールドマン・サックス・オポチュニスティック・コーポレート・ボンド・ポートフォリオ　クラスIXO(USD) (MDist)
＊平成28年5月31日付で、ファンド名を「ゴールドマン・サックス・ファンズ　S.I.C.A.V.　ゴールドマン・サックス・リバティ・ハーバー・オポチュニスティック・コーポレート・ボンド・ポートフォリオ　クラスIXO (USD) (MDist)」より変更しております（以下同じです。）。

※指定投資信託証券は、今後変更または追加される場合があります。

●指定投資信託証券は、米ドル建ての社債等を主要投資対象とし、運用はゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（所在地：米国ニューヨーク）が行います。
●キャッシュ・マネジメント・マザーファンドは国内籍の親投資信託で、円建ての公社債および短期金融商品等を主要投資対象とし、安定した収益の確保を図ることを目的として、大和住銀投信投資顧問が運用を行います。
●指定投資信託証券への投資比率は、原則として高位を保ちます。
●運用にあたっては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社から投資助言を受けます。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントの概要

●ゴールドマン・サックスは、1869年（明治2年）の創業以来、140年以上の長い歴史を持つ世界有数の金融グループです。当社は、本拠とする米国ニューヨークをはじめ、世界30ヵ国以上、約60都市に約3万6千人の社員を擁し、事業法人、金融機関、政府機関および富裕層などの多岐にわたる顧客層に対して投資銀行業務、証券業および資産運用業において幅広いサービスをグローバルに提供しています。
●ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントはゴールドマン・サックスの資産運用部門として1988年に設立されました。

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント	
本拠地	ニューヨーク
設立	1988年
グローバル拠点数	全世界に約30拠点
役職員数	約2,000名
運用資産規模	11,102億米ドル（約125兆円）

2016年3月末現在

特色2 さまざまな米ドル建ての社債等に幅広く投資することで、安定した利息収益を確保するとともにトータルリターンの獲得を目指します。

●主に、北米の企業が発行する米ドル建ての銘柄を中心に投資します。
●ポートフォリオの目標平均デュレーションは、原則として3年以内程度とします。
※個別証券では、残存期間が3年を超える債券に投資する場合があります。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

特色3 「為替ヘッジあり」と「為替ヘッジなし」の2つのファンドからお選びいただけます。

●為替ヘッジあり…原則として対円で為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。
●為替ヘッジなし…原則として対円で為替ヘッジを行わないため、為替変動による影響を受けます。
●販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングが可能です。スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

特色4 毎月の決算日に、原則として収益の分配を目指します。

●決算日は、毎月27日（休業日の場合は翌営業日）とします。
●分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。
●収益分配金は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。
●将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

下記は投資信託における「収益分配金に関する留意事項」を説明するものであり、当ファンドの分配金額や基準価額を示すものではありません。

収益分配金に関する留意事項

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

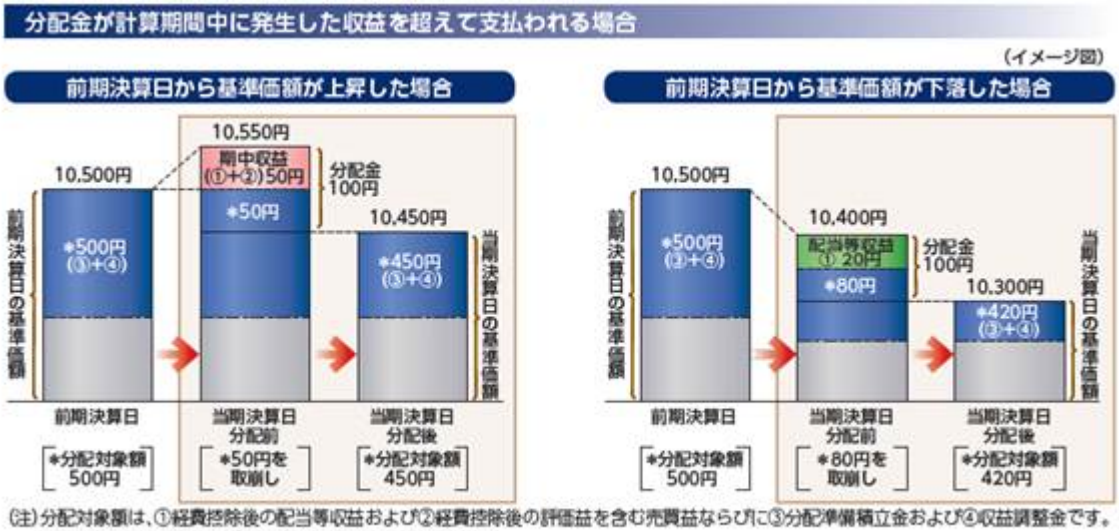

(注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。

受益者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

（イメージ図）

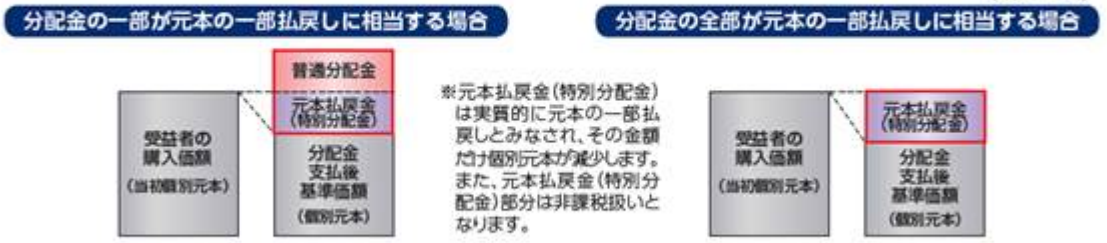

普　通　分　配　金：個別元本（受益者のファンドの購入価額）を上回る部分からの分配金です。
元本払戻金（特別分配金）：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の受益者の個別元本は、元本払戻金（特別分配金）の額だけ減少します。

ファンドの仕組み

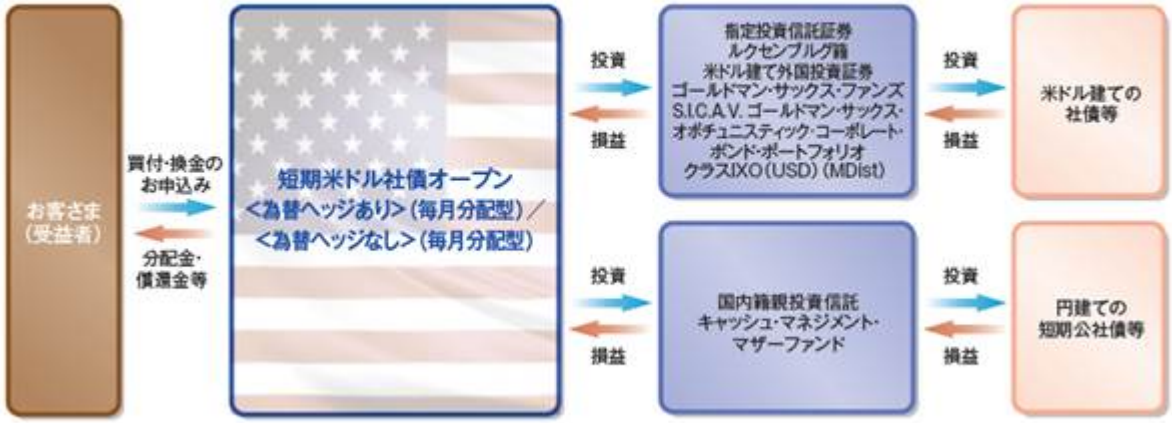

※指定投資信託証券は、今後変更または追加される場合があります。

④信託金の限度額

信託金の限度額は、各々につき3,000億円とします。委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

（２）【ファンドの沿革】

［為替ヘッジあり］

平成27年７月31日　信託契約締結
平成27年７月31日　当ファンドの設定・運用開始

［為替ヘッジなし］

平成26年５月30日　信託契約締結
平成26年５月30日　当ファンドの設定・運用開始
平成27年７月31日　当ファンドの名称を「短期米ドル社債オープン（毎月分配型）」から「短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月分配型）」へ変更

（３）【ファンドの仕組み】

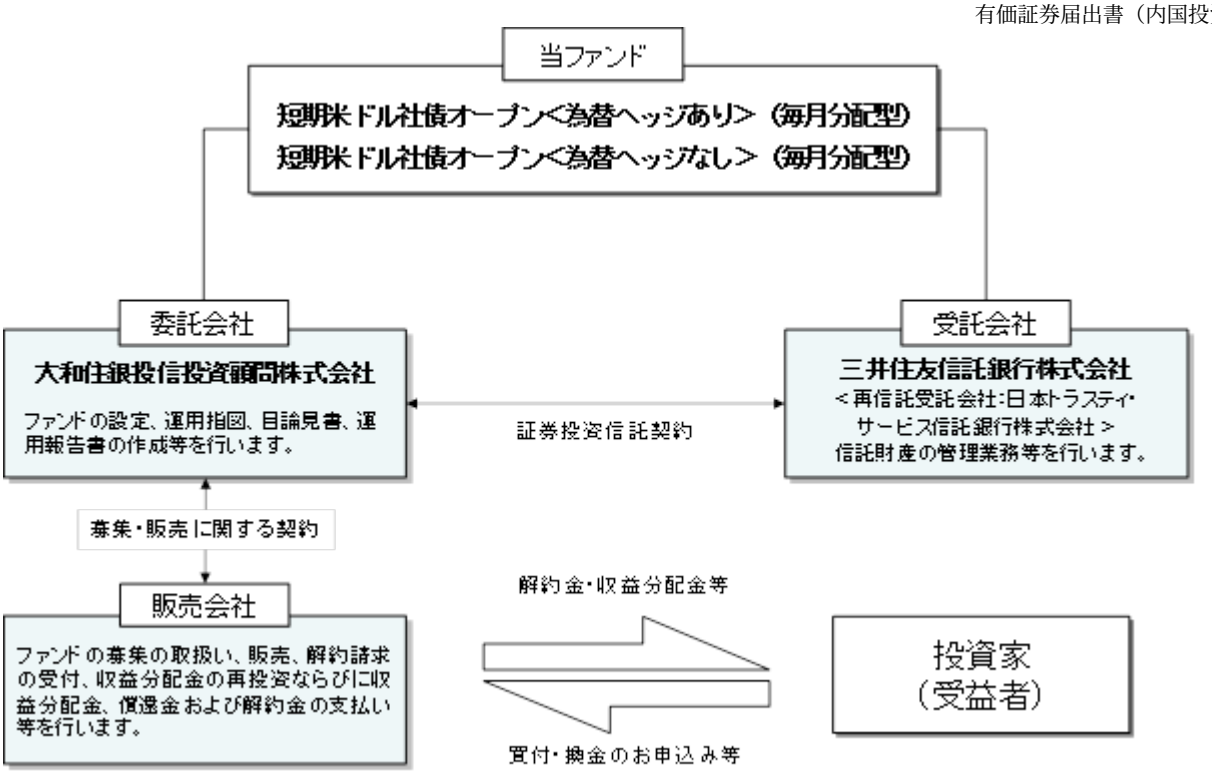

①委託会社等が関係法人と締結している契約等の概要

関係法人	契約等の概要
受託会社	ファンドの運用方針、投資制限、信託報酬の総額、ファンドの基準価額の算出方法、ファンドの設定・解約等のファンドの運営上必要な事項が規定されている信託契約を締結しています。
販売会社	販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続き等について規定した契約を締結しています。

②委託会社等の概況（平成28年６月末現在）

・資本金の額　　20億円

・会社の沿革　　昭和48年６月１日　大和投資顧問株式会社設立
　　平成11年２月18日　証券投資信託委託業の認可取得
　　平成11年４月１日　住銀投資顧問株式会社及びエス・ビー・アイ・エム投信株式会社と合併し、大和住銀投信投資顧問株式会社へ商号を変更

・大株主の状況

名称	住所	所有株式数（株）	比率（%）
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内１－９－１ グラントウキョウ　ノースタワー	1,692,500	44.0
株式会社三井住友フィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内１－１－２	1,692,500	44.0
ティー・アール・ピー・エイチ・コーポレーション	アメリカ合衆国21202,メリーランド州ボルチモア　イースト　プラット ストリート100	385,000	10.0

２【投資方針】

(１)【投資方針】

［為替ヘッジあり］

①主に別に定める投資信託証券※（以下、「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします（指定投資信託証券は変更または追加される場合があります。）。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンドへも投資を行います。

②運用に当たっては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社からの投資助言を受けて行います。

③組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行います。

④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

［為替ヘッジなし］

①主に別に定める投資信託証券※（以下、「指定投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とします（指定投資信託証券は変更または追加される場合があります。）。なお、親投資信託であるキャッシュ・マネジメント・マザーファンドへも投資を行います。

②運用に当たっては、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社からの投資助言を受けて行います。

③組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

④資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

※「別に定める投資信託証券」（指定投資信託証券）とは、次の投資信託および投資法人（外国のものも含む）の受益証券または投資証券（振替受益権または振替投資口を含む）をいいます。

ルクセンブルグ籍外国投資証券
Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. Goldman Sachs Opportunistic Corporate Bond Portfolio Class IXO (USD) (MDist)
＊平成28年５月31日付で、ファンド名を「Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. Goldman Sachs Liberty Harbor Opportunistic Corporate Bond Portfolio Class IXO (USD) (MDist) 」より変更しております（以下同じです。）。

(２)【投資対象】

①投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ．有価証券

ロ．金銭債権

ハ．約束手形（金融商品取引法第２条第１項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

イ．為替手形

②運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として指定投資信託証券および大和住銀投信投資顧問株式会社を委託会社とし、三井住友信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」（以下「マザーファンド」といいます。）に投資するほか、次に掲げる有価

証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

１．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
２．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
３．国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）
４．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）
５．投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）

なお、３の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買い入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行うことができます。また、４および５の証券を以下「投資信託証券」といいます。

③その他の金融商品の運用の指図

委託会社は、信託金を、前記②の有価証券の他、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形

当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券等の概要

当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券およびマザーファンド（以下「指定投資信託証券等」）の概要は以下の通りです。

指定投資信託証券等の概要は、平成28年６月末現在で委託会社が知り得る情報を基に作成しています。

＜指定投資信託証券の概要＞

ファンド名	ゴールドマン・サックス・ファンズ　S.I.C.A.V.　ゴールドマン・サックス・オポチュニスティック・コーポレート・ボンド・ポートフォリオ　クラスIX0 (USD) (MDist) Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. Goldman Sachs Opportunistic Corporate Bond Portfolio Class IX0 (USD) (MDist)＊
ファンドの形態	ルクセンブルグ籍／外国投資証券／米ドル建て
運用目的	主に米ドル建ての世界の企業の発行する社債等に投資することで、安定したインカム収入を確保するとともに値上がり益を追求することを目指します。
主要投資対象	主に米ドル建ての社債等を主要投資対象とします。
投資目的	１．主に世界の企業が発行する社債（ハイ・イールド社債、投資適格社債、一部転換社債や優先証券などを含みます。）を幅広く投資対象とします。原則として北米の発行体が発行する米ドル建ての銘柄を中心に投資することを基本とします。 ２．ポートフォリオの目標平均デュレーションは、通常の状態では原則として３年以内程度とすることを基本とします。 ３．資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

主な投資制限	１．単一の発行体の証券への投資割合は、ルクセンブルグの規制に従い、原則として信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。 ２．信託財産の純資産総額の10%を超える借入は行わないものとします。
収益の分配	原則毎月行います。
申込手数料	ありません。
管理報酬 その他費用	運用報酬：ありません。 ただし、信託財産にかかる租税、信託事務の処理に要する諸費用、組入有価証券の売買時にかかる費用、有価証券の保管にかかる費用、信託財産にかかる監査費用、ファンド設立費用、名義書換事務代行費用等がファンドの財産から支弁されます。投資運用会社への報酬はかかりません（投資運用会社への報酬は、当ファンドに投資する国内投資信託の委託者報酬から支弁されます。）。
関係法人	投資顧問会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（GSAMロンドン） 副投資顧問会社：ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（GSAMニューヨーク）

※上記の内容は、今後変更になる場合があります。
＊平成28年５月31日付で、ファンド名を「ゴールドマン・サックス・ファンズ　S.I.C.A.V.　ゴールドマン・サックス・リバティ・ハーバー・オポチュニスティック・コーポレート・ボンド・ポートフォリオ　クラスIXO（USD）（MDist）（Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V.　Goldman Sachs Liberty Harbor Opportunistic Corporate Bond Portfolio Class IXO（USD）（MDist））」より変更しております（以下同じです。）。

＜マザーファンドの概要＞

ファンド名	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
投資信託委託会社	大和住銀投信投資顧問株式会社
受託会社 （再信託受託会社）	三井住友信託銀行株式会社 （日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）
基本的性格	親投資信託
運用基本方針	安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行います。
ベンチマーク	―
主要投資対象	本邦通貨建て公社債および短期金融商品等を主要投資対象とします。
投資態度	①本邦通貨建て公社債および短期金融商品等に投資を行い、利息等収入の確保を図ります。 ②資金動向、市況動向によっては上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引をいいます。）の利用はヘッジ目的に限定しません。
設定日	平成19年２月20日
信託期間	無期限
信託報酬	ありません。
申込手数料	ありません。
信託財産留保額	ありません。
その他費用等	ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支弁します（その他費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を記載することができません。）。

決算日	毎年７月25日（休業日の場合翌営業日）
ベンチマークについて	―
その他	―

（３）【運用体制】

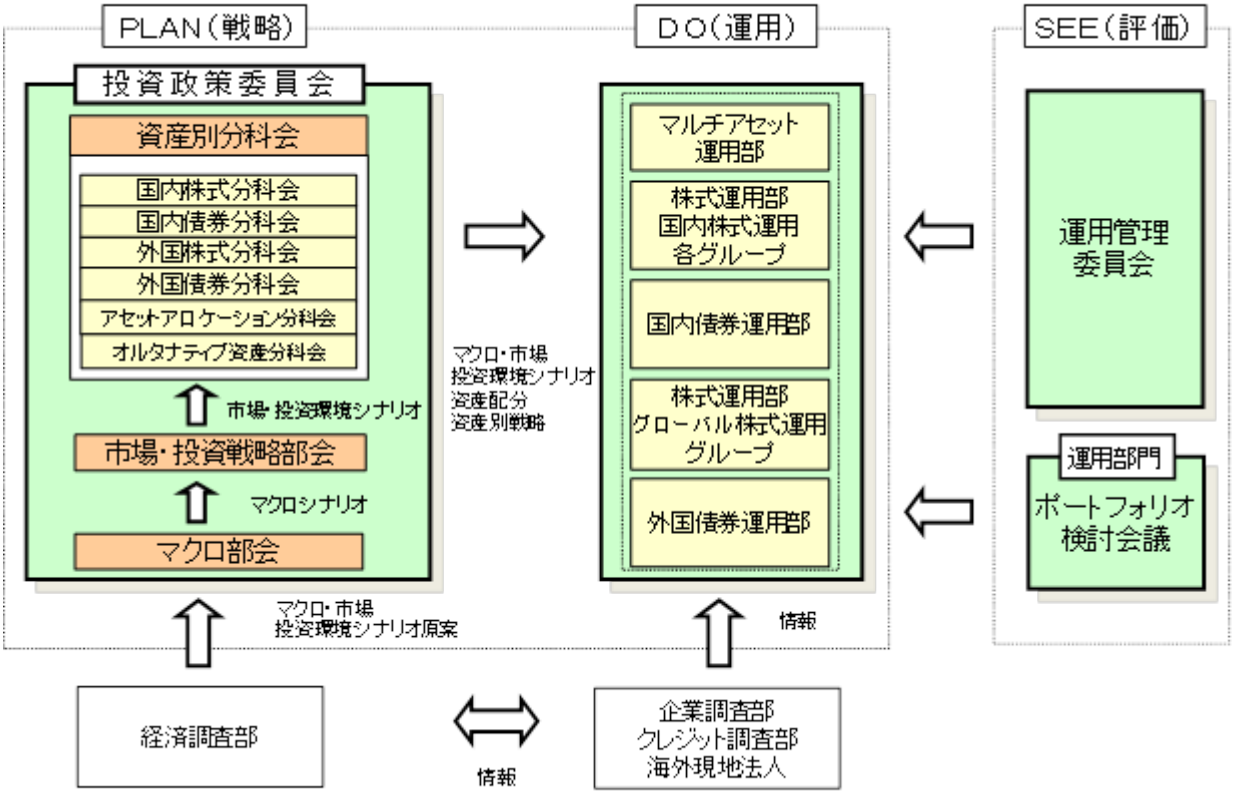

＊当ファンドの運用体制に係る運用部門の人員数は、平成28年６月末現在で約100名です。
＊運用体制および人員数は、今後変更になる場合があります。
＊運用リスク管理体制についての詳細は、後述の「３　投資リスク＜リスクの管理体制＞」に記載しております。
＊当社では、社内業務規程等でファンドの運用におけるファンドマネージャーの権限および責任、また信託財産の適正な運用とリスク管理を行うことを目的として運用に関する基本的事項を定めております。

（４）【分配方針】

①毎決算時（毎月の27日。ただし、休業日の場合は翌営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

イ．分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当収益および売買益（評価損益を含みます。）等の範囲内とします。

ロ．収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して、委託会社が決定します。ただし、分配対象額が少額な場合等には分配を行わないことがあります。

ハ．留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

イ．配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した

後その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

ロ．売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

ハ．毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

③収益分配金の支払いは、次の方法により行います。

イ．収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

※収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して５営業日までに開始します。

ロ．前項の規定にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社へ交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、信託約款に定める各計算期間終了日（決算日）の基準価額とします。

ハ．上記イ．に規定する収益分配金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

（５）【投資制限】

当ファンドは、委託会社による当ファンドの運用に関して以下のような一定の制限および限度を定めています。

①信託約款に定める投資制限

イ．主な投資制限

(イ)投資信託証券、短期社債等およびコマーシャル・ペーパー以外の有価証券への直接投資は行いません。

(ロ)投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

(ハ)外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

ロ．公社債の借入れの指図

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められたときは、担保の提供の指図を行うものとします。

(ロ)前項の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。

(ハ)信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。

(ニ)(イ)の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁するものとします。

ハ．特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

ニ．外国為替予約の指図および範囲

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

ホ．信用リスク集中回避のための投資制限

(イ)同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。ただし、委託会社は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産に属する当該同一銘柄の投資信託証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

(ロ)一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

ヘ．資金の借入れ

(イ)委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当を目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(ロ)一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却または解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10％の範囲内とします。

(ハ)収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

(ニ)借入金の利息は信託財産中より支弁します。

ト．受託会社による資金の立替え

(イ)信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申し出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

(ロ)信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

(ハ)上記(イ)および(ロ)の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりそのつど別にこれを定めます。

②法令による投資制限

デリバティブ取引等に係る投資制限（金融商品取引業等に関する内閣府令）

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該信託財産の純資産総額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引等（新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。）を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

３【投資リスク】

＜当ファンドの有するリスク＞

□当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に債券など値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。また、外貨建資産は、為替の変動による影響も受けます。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。
□信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。
□投資信託は預貯金と異なります。
□当ファンドの投資目的は確実に達成されるものではなく、元本および元本からの収益を確保する保証はありません。
□投資家の皆様におかれましては、当ファンドの内容とリスクを十分ご理解のうえお申込みくださいますよう、よろしくお願いいたします。

＜基準価額の変動要因＞
基準価額を変動させる要因として主に以下のリスクがあります。ただし、以下の説明はすべてのリスクを表したものではありません。

(１)流動性リスク
実質的な投資対象となる有価証券等の需給、市場に対する相場見通し、経済・金融情勢等の変化や、当該有価証券等が売買される市場の規模や厚み、市場参加者の差異等は、当該有価証券等の流動性に大きく影響します。当該有価証券等の流動性が低下した場合、売買が実行できなくなったり、不利な条件での売買を強いられることとなったり、デリバティブ等の決済の場合に反対売買が困難になったりする可能性があります。その結果、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(２)金利変動に伴うリスク
投資対象の債券等は、経済情勢の変化等を受けた金利水準の変動に伴い価格が変動します。通常、金利が低下すると債券価格は上昇し、金利が上昇すると債券価格は下落します。債券価格が下落した場合、ファンドの基準価額も下落するおそれがあります。また、債券の種類や特定の銘柄に関わる格付け等の違い、利払い等の仕組みの違いなどにより、価格の変動度合いが大きくなる場合と小さくなる場合があります。

□デュレーションについて
デュレーションとは、「投資元本の平均的な回収期間」を表す指標で、単位は「年」で表示されます。また、「金利の変動に対する債券価格の変動性」の指標としても利用され、一般的にこの値が長い（大きい）ほど、金利の変動に対する債券価格の変動が大きくなります。

(３)為替リスク
＜為替ヘッジあり＞
当ファンドは、主要投資対象とする米ドル建て外国投資信託証券について、対円での為替ヘッジを行い、為替リスクを低減することに努めます。ただし、対円で完全に為替ヘッジすることはできないため、為替変動の影響を受ける場合があります。また、当該外国投資信託証券において米ドル建て以外の資産に投資した場合、米ドルと米ドル以外の通貨との為替変動による影響を受けます。
また、円金利が米ドル金利より低い場合、その金利差相当分のヘッジコストがかかることにご留意ください。

＜為替ヘッジなし＞
当ファンドは、主要投資対象とする米ドル建て外国投資信託証券を通じて外貨建資産に投資するため、為替変動のリスクが生じます（米ドル建て以外の資産に投資する場合もあります。）。また、当ファンドは原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、その資産価値が大きく減少する可能性があり、この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(４)信用リスク

投資対象となる債券等の発行体において、万一、元利金の債務不履行や支払い遅延（デフォルト）が起きると、債券価格は大幅に下落します。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。また、格付機関により格下げされた場合は、債券価格が下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

また、投資対象となる債券等の発行企業の財務状況等が悪化し、当該企業が経営不安や倒産等に陥ったときには、当該企業の債券価格は大きく下落し、投資資金が回収できなくなることもあります。この場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(５)ハイ・イールド債券投資のリスク

ハイ・イールド債券は、一般的に高格付けの債券と比べて高い利回りを享受できる一方で、発行体からの元利金支払いの遅延または不履行（デフォルト）となるリスクが高いとされます。デフォルトが起きた場合、ハイ・イールド債券の価格は大きく下落し、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(６)バンクローン投資のリスク

バンクローンの価格は、信用度の変動等の影響を受け価格が変動します。特に、債務者が債務不履行を発生させた場合や、債務不履行の可能性が予測された場合、バンクローンの価格は下落します。

バンクローンは公社債に比べて一般的に流動性が低いと考えられます。そのため、市場の混乱時や大量の追加設定・解約等に伴う資金移動が発生した場合等には機動的な売買ができない可能性があり、売却時においても本来想定される投資価値と乖離した価格で取引される場合があります。

(７)転換社債投資のリスク

転換社債の価格は、転換対象となる株式等の価格変動、金利変動、発行企業の信用力の変動等の影響を受け変動します。

一般的に、転換社債の価格は、転換価格を基準として転換対象となる株式の価格が高いほど、株式の価格変動の影響を受けやすくなります。

(８)カントリーリスク

投資対象となる国と地域によっては、政治・経済情勢が不安定になったり、証券取引・外国為替取引等に関する規制が変更されたりする場合があります。さらに、外国政府が資産の没収、国有化、差押えなどを行う可能性もあります。これらの場合、ファンドの基準価額が下落するおそれがあります。

(９)その他のリスク

当ファンドが投資対象とする外国投資信託証券で、当ファンドや当該外国投資信託証券を投資対象とする他のファンドで追加設定・解約等に伴う資金移動が発生し、当該外国投資信託証券において売買が生じた場合等には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。

＜その他の留意点＞

(１)繰上償還について

当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券が存続しないこととなる場合には、繰上償還されます。

また、各々につき、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合、および当ファンドの目的に合った運用を継続することができない事態となった場合等には、繰上償還されることがあります。

(２)取得申込・換金請求の受付に関する留意点

取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込・換金請求の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込・換金請求の受付を取消すことがあります。また、信託財産の資金管理等を円滑に行うため、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。

(３)クーリング・オフについて

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(４)法令・税制・会計等の変更可能性について

法令・税制・会計等は、変更される可能性があります。

＜リスクの管理体制＞

委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。

名称および人員数	内容
◆運用管理委員会 （20名程度）	ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定します。
◆リスク管理委員会 （14名程度）	運用リスクを除く経営リスクを適時、的確に把握し、適切な具体的措置を講じ、リスクの軽減・管理に努めます。
◆監査部 （３名程度）	取締役会直轄として、各部室の業務が適正な内部管理態勢のもと、法令等に従って行われているかを点検します。
◆コンプライアンス・オフィサー （１名）	コンプライアンスの観点から各部室の指導・監督を行うと同時に、法令等の遵守体制の維持・強化に向けた役職員の啓蒙・教化に努めます。
◆法務コンプライアンス部 （５名程度）	社内規則の制定・改廃の点検を行うほか、インサイダー情報の管理や広報内容のチェック等、法令違反等を未然に防止するために日常的な活動を行います。
◆プロダクト管理部 （11名程度）	約定内容と取引報告書を照合する等、発注業務の監視および約定価格の妥当性を点検します。
◆運用審査室 （４名程度）	ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行います。
◆トレーディング部 （18名程度）	有価証券の売買発注は、トレーディング部が最良執行の観点を踏まえて行います。

※運用リスクの管理は、以下の体制で行います。

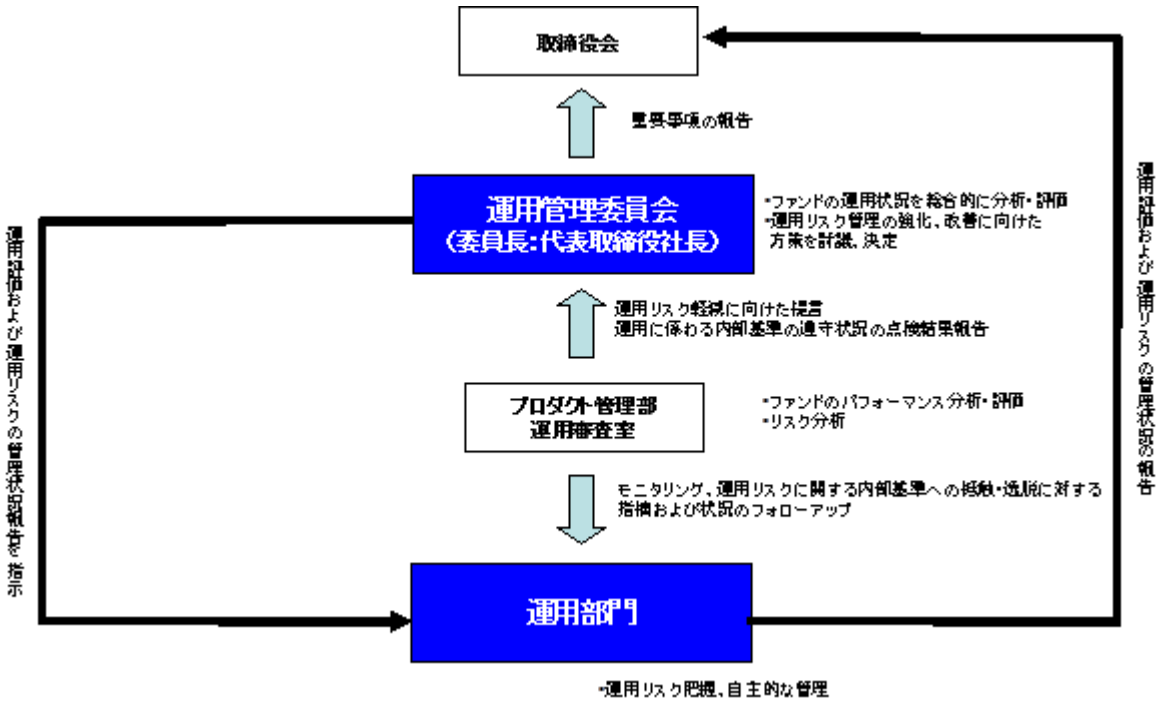

＊リスクの管理体制は、今後変更になる場合があります。

＜参考情報＞

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

［為替ヘッジあり］

（2015年7月～2016年6月）

※当ファンドは設定から１年が経過していないため、年間騰落率を表示できません。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

［為替ヘッジあり］

（2011年7月～2016年6月）

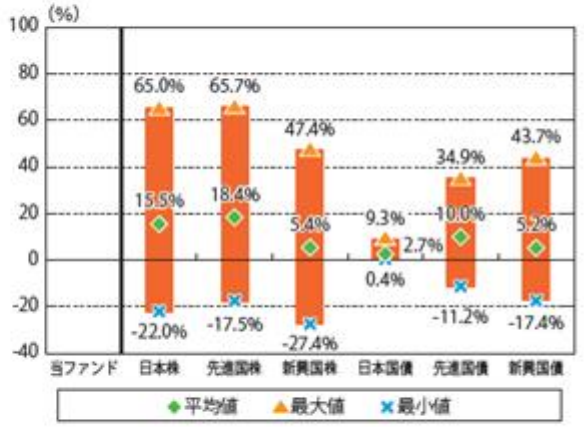

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近１年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※ただし、当ファンドは設定から１年が経過していないため、年間騰落率を表示できません。

［為替ヘッジなし］

年間騰落率：2015年5月～2016年6月
分配金再投資基準価額：2014年5月～2016年6月

※年間騰落率は、上記期間の各月末における直近１年間の騰落率を表示しています。
※年間騰落率および分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額とは異なる場合があります。

［為替ヘッジなし］

当ファンド：2015年5月～2016年6月
代表的な資産クラス：2011年7月～2016年6月

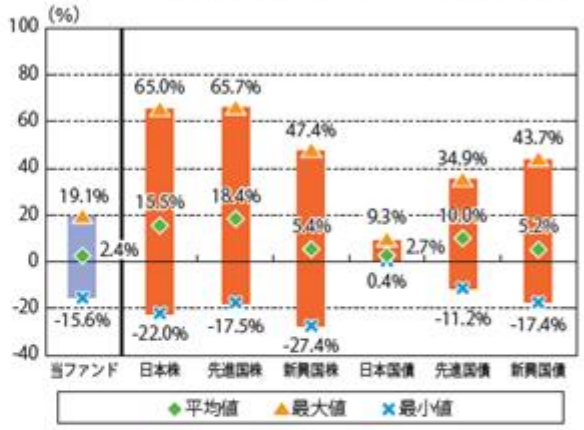

※上記グラフは、上記期間の各月末における直近１年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しています。全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
※ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しているため、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
（注）上記グラフにおいて、当ファンドと代表的な資産クラスのデータの期間が異なりますので、ご留意ください。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名	権利者
日本株	TOPIX(配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村證券株式会社
先進国債	シティ世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	Citigroup Index LLC
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

(注)上記指数に関する著作権等の知的財産権およびその他一切の権利は、各権利者に帰属します。各権利者は、当ファンドの運用に関して一切の責任を負いません。

４【手数料等及び税金】

(１)【申込手数料】

申込手数料は、申込価額（発行価格）に申込手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料率は、3.24%（税抜3.0%）を上限とし、販売会社毎に定めた率とします。

ファンドの申込手数料（スイッチングの際の申込手数料を含みます。）については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。

※申込手数料には、消費税等相当額がかかります。

※分配金自動再投資型において収益分配金を再投資する場合は、手数料はかかりません。

※スイッチングのお取扱いについては、各販売会社までお問い合わせください。

※申込手数料は、販売会社による商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに販売の事務等の対価です。

(２)【換金（解約）手数料】

ありません。

(３)【信託報酬等】

委託会社および受託会社の信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.863%（税抜1.725%）を乗じて得た金額とします。委託会社は販売会社に対して、販売会社の行う業務に対する代行手数料を支払います。委託会社、販売会社および受託会社の間の配分は以下の表のとおりです。

販売会社別の取扱残高	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	年率1.05%（税抜）	年率0.65%（税抜）	年率0.025%（税抜）
100億円超 500億円以下の部分	年率1.00%（税抜）	年率0.70%（税抜）	
500億円超 1,000億円以下の部分	年率0.95%（税抜）	年率0.75%（税抜）	
1,000億円超の部分	年率0.90%（税抜）	年率0.80%（税抜）	

※当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券およびキャッシュ・マネジメント・マザーファンドでは信託報酬は収受されませんので、当ファンドにおける実質的な信託報酬は上記と同じです。

※上記の委託会社、販売会社および受託会社の間の信託報酬の配分はそれぞれ「ファンドの運用等の対価」、「購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価」および「運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価」です。

①信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

②信託報酬にかかる消費税等相当額を信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します（税額は、税法改正時には変更となります。）。

③信託報酬の販売会社への配分は、委託会社が一旦信託財産から収受した後、各販売会社毎の取扱残高に応じて支払います。委託会社は、信託報酬を収受したときは、販売会社に対して代行手数料を遅滞なく支払うものとします。なお、販売会社への配分には、消費税等相当額がかかります。

（４）【その他の手数料等】

①組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、コール取引等に要する費用および外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等の証券取引に伴う手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

※有価証券の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用などについては、取引または請求のつど、信託財産で負担することになります。これらの費用および当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券およびマザーファンドにおける信託財産で間接的にご負担いただく費用は、事前に計算できないため、その総額や計算方法等を具体的に記載しておりません。

②信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年率0.01026%（税抜0.0095%）以内の率を乗じて得た額とし、各特定期末（毎年５月、11月に属する計算期末）または信託終了時に信託財産中から支弁します。また、委託会社は信託財産の規模等を考慮してその率または金額を変更することができます。

④当ファンドが投資対象とする指定投資信託証券においても、信託財産にかかる租税、信託事務の処理に要する諸費用、組入有価証券の売買時にかかる費用、有価証券の保管にかかる費用、信託財産にかかる監査費用、ファンド設立費用、名義書換事務代行費用等が指定投資信託証券の財産から支弁されます。

⑤信託財産留保額はありません。

（５）【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。なお、税法等が改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります。

①個人の受益者に対する課税

・収益分配金の課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金については、配当所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）の税率※で源泉徴収され確定申告不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（当ファンドは、配当控除の適用がありません。）を選択することができます。

・解約時および償還時の課税

譲渡益（解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額等を含みます。）を控除した利益をいいます。）については、譲渡所得として20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税５%）の税率※が適用され、申告分離課税となります。なお、源泉徴収選択口座を選択した場合には、原則として確定申告不要となります。

※所得税については、平成25年１月１日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

＜損益通算について＞

解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）との相殺が可能です。当該相殺後の譲渡損失については、確定申告により、上場株式等の配当所得等（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算が可能です。

また、源泉徴収選択口座内においても、解約時および償還時の譲渡損失（または譲渡益）については、上場株式等の譲渡益（または譲渡損失）と相殺され、当該相殺後の譲渡損失については、上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。

※上場株式等には、取引所に上場されている株式等、公募株式等証券投資信託、公募公社債投資信託および特定公社債が含まれます。

＜少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」について＞

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：ＮＩＳＡ（ニーサ）」の適用対象です。ＮＩＳＡをご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が５年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得等や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方※で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※20歳未満の方を対象とした「ジュニアＮＩＳＡ」もあります。

②法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税対象となる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額に対しては、15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率※で源泉徴収されます。

※所得税については、平成25年１月１日から平成49年12月31日までの間、基準所得税額に対して2.1%の税率で復興特別所得税が付加されます。

＜益金不算入制度について＞

当ファンドは、益金不算入制度の適用はありません。

（参考）

＜個別元本について＞

・追加型証券投資信託を保有する受益者毎の取得元本（申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません。）が個別元本にあたります。

・受益者が同一ファンドを複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

・同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店毎に、「分配金受取型」と「分配金自動再投資型」の両コースで取得する場合にはコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

・受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照）。

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、

②当該収益分配金落ち後の基準価額が個別元本を下回っている場合は、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

＊上記の内容は平成28年６月末現在のものですので、税法等が変更・改正された場合には、変更になることがあります。
＊課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

【短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月分配型）】
（１）【投資状況】
（平成28年６月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	100,069	1.04%
投資証券	ルクセンブルグ	9,271,567	96.00%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		286,476	2.97%
純資産総額		9,658,112	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】
①【投資有価証券の主要銘柄】
（平成28年６月末現在）
イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国･地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. Goldman Sachs Opportunistic Corporate Bond Portfolio Class IX0 (USD) (MDist)	投資証券	1,045	8,950	8,865	－	96.00%
	ルクセンブルグ	－		9,360,357	9,271,567	－	
2	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	親投資信託受益証券	98,242	1.0185	1.0186	－	1.04%
	日本	－		100,069	100,069	－	

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資証券	96.00%
親投資信託受益証券	1.04%
合計	97.03%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

②【投資不動産物件】
（平成28年６月末現在）
該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
（平成28年６月末現在）
該当事項はありません。

（３）【運用実績】
①【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成27年７月31日）	10	－	1.0000	－
平成27年７月末日	9	－	0.9999	－
平成27年８月末日	9	－	0.9849	－

平成27年９月末日	9	－	0.9681	－
平成27年10月末日	9	－	0.9863	－
第１特定期間末 （平成27年11月27日）	9	－	0.9763	－
平成27年11月末日	9	－	0.9813	－
平成27年12月末日	9	－	0.9634	－
平成28年１月末日	9	－	0.9510	－
平成28年２月末日	9	－	0.9486	－
平成28年３月末日	9	－	0.9687	－
平成28年４月末日	9	－	0.9767	－
第２特定期間末 （平成28年５月27日）	9	－	0.9779	－
平成28年５月末日	9	－	0.9778	－
平成28年６月末日	9	－	0.9658	－

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

②【分配の推移】
該当事項はありません。

③【収益率の推移】

期間	収益率
第１特定期間（平成27年７月31日～平成27年11月27日）	△2.4%
第２特定期間（平成27年11月28日～平成28年５月27日）	0.2%

（注）収益率＝（当特定期末分配付基準価額－前特定期末分配落基準価額）÷前特定期末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第１特定期間（平成27年７月31日～平成27年11月27日）	10,000,000	0
第２特定期間（平成27年11月28日～平成28年５月27日）	0	0

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

【短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月分配型）】
（１）【投資状況】
（平成28年６月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
親投資信託受益証券 （キャッシュ・マネジメント・マザーファンド）	日本	100,118	0.10%
投資証券	ルクセンブルグ	98,167,906	97.49%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		2,429,906	2.41%
純資産総額		100,697,930	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）【投資資産】
①【投資有価証券の主要銘柄】
（平成28年６月末現在）
イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国･地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. Goldman Sachs Opportunistic Corporate Bond Portfolio Class IXO (USD) (MDist)	投資証券	11,072	8,955	8,865	－	97.49%
	ルクセンブルグ	－		99,159,271	98,167,906	－	
2	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	親投資信託受益証券	98,290	1.0185	1.0186	－	0.10%
	日本	－		100,118	100,118	－	

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
投資証券	97.49%
親投資信託受益証券	0.10%
合計	97.59%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率
該当事項はありません。

②【投資不動産物件】
（平成28年６月末現在）

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】
（平成28年６月末現在）
該当事項はありません。

（３）【運用実績】
①【純資産の推移】

	純資産総額（百万円）		１口当りの純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
設定時 （平成26年５月30日）	100	－	1.0000	－
第１特定期間末 （平成26年11月27日）	150	－	1.1297	－
第２特定期間末 （平成27年５月27日）	121	－	1.1833	－
平成27年６月末日	121	－	1.1745	－
平成27年７月末日	121	－	1.1829	－
平成27年８月末日	117	－	1.1388	－
平成27年９月末日	114	－	1.1108	－
平成27年10月末日	118	－	1.1450	－
第３特定期間末 （平成27年11月27日）	118	－	1.1538	－
平成27年11月末日	119	－	1.1604	－
平成27年12月末日	114	－	1.1261	－
平成28年１月末日	114	－	1.1175	－
平成28年２月末日	107	－	1.0538	－
平成28年３月末日	109	－	1.0723	－
平成28年４月末日	108	－	1.0589	－
第４特定期間末 （平成28年５月27日）	108	－	1.0647	－
平成28年５月末日	109	－	1.0752	－
平成28年６月末日	100	－	0.9917	－

（注）純資産総額は百万円未満切捨てで表記しております。

②【分配の推移】
該当事項はありません。

③【収益率の推移】

期間	収益率
第１特定期間（平成26年５月30日～平成26年11月27日）	13.0%
第２特定期間（平成26年11月28日～平成27年５月27日）	4.7%
第３特定期間（平成27年５月28日～平成27年11月27日）	△2.5%
第４特定期間（平成27年11月28日～平成28年５月27日）	△7.7%

（注）収益率＝（当特定期末分配付基準価額－前特定期末分配落基準価額）÷前特定期末分配落基準価額×100

（４）【設定及び解約の実績】

期間	設定総額（円）	解約総額（円）
第１特定期間（平成26年５月30日～平成26年11月27日）	144,559,971	11,623,882
第２特定期間（平成26年11月28日～平成27年５月27日）	2,049,053	31,917,272
第３特定期間（平成27年５月28日～平成27年11月27日）	5,296	11,914
第４特定期間（平成27年11月28日～平成28年５月27日）	100,851	1,020,763

（注）本邦外における設定及び解約の実績はありません。

（参考）マザーファンドの運用状況

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド
（１）投資状況
（平成28年６月末現在）

投資資産の種類	国・地域名	時価合計（円）	投資比率
地方債証券	日本	300,285,406	6.25%
特殊債券	日本	2,407,410,420	50.10%
社債券	日本	1,207,319,000	25.13%
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）		889,809,989	18.52%
純資産総額		4,804,824,815	100.00%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（２）投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

（平成28年６月末現在）

イ．主要銘柄の明細

	銘柄名 国・地域	種類 業種	株数、口数 又は額面金額	簿価単価(円) 簿価(円)	評価単価(円) 時価(円)	利率(%) 償還期限	投資 比率
1	197 政保預金保険 日本	特殊債券 ―	600,000,000	100.04 600,252,000	100.01 600,116,400	0.1000 2016/08/08	12.49%
2	873 政保公営企業 日本	特殊債券 ―	500,000,000	101.60 508,010,000	101.30 506,523,500	1.7000 2017/03/17	10.54%
3	156 政保道路機構 日本	特殊債券 ―	400,000,000	100.25 401,032,000	100.24 400,994,800	0.3000 2017/01/31	8.35%
4	30 政保道路機構 日本	特殊債券 ―	300,000,000	101.65 304,974,000	101.36 304,094,400	1.7000 2017/03/28	6.33%
5	16 政保政策投資B 日本	特殊債券 ―	200,000,000	101.61 203,234,000	101.28 202,569,200	1.8000 2017/02/28	4.22%
6	25 政保道路機構 日本	特殊債券 ―	200,000,000	101.54 203,096,000	101.13 202,268,200	1.8000 2017/01/31	4.21%
7	16 沖縄電力 日本	社債券 ―	100,000,000	101.80 101,809,000	101.80 101,809,500	1.8300 2017/06/20	2.12%
8	30 東海旅客鉄道 日本	社債券 ―	100,000,000	101.74 101,746,000	101.58 101,587,900	1.7800 2017/05/19	2.11%
9	39 日本精工 日本	社債券 ―	100,000,000	101.56 101,563,000	101.37 101,374,300	2.1300 2017/02/23	2.11%
10	18-7 埼玉県公債 日本	地方債証券 ―	100,000,000	101.82 101,829,000	101.27 101,274,200	1.8500 2017/02/27	2.11%
11	306 中国電力 日本	社債券 ―	100,000,000	101.18 101,188,000	101.14 101,140,300	3.6000 2016/10/25	2.10%
12	867 政保公営企業 日本	特殊債券 ―	100,000,000	101.33 101,333,000	100.43 100,434,600	1.8000 2016/09/21	2.09%
13	4 三井住友F&L 日本	社債券 ―	100,000,000	100.36 100,365,000	100.34 100,348,800	0.5540 2017/02/23	2.09%
14	18 ホンダファイナンス 日本	社債券 ―	100,000,000	100.38 100,382,000	100.30 100,309,000	0.4790 2017/03/17	2.09%
15	77 三菱商事 日本	社債券 ―	100,000,000	100.28 100,288,000	100.25 100,258,800	0.5600 2016/12/26	2.09%
16	22 日新製鋼 日本	社債券 ―	100,000,000	100.22 100,226,000	100.19 100,199,500	0.3300 2017/03/10	2.09%
17	18-1 新潟県公債 日本	地方債証券 ―	100,000,000	101.82 101,823,000	100.16 100,163,800	2.1000 2016/07/27	2.08%
18	67 東京急行電鉄 日本	社債券 ―	100,000,000	100.75 100,758,000	100.11 100,116,000	1.5500 2016/07/29	2.08%
19	15 ダイキン工業 日本	社債券 ―	100,000,000	100.51 100,515,000	100.11 100,115,900	1.4200 2016/07/29	2.08%
20	10 セイコーエプソン 日本	社債券 ―	100,000,000	100.16 100,169,000	100.04 100,049,400	0.3280 2016/09/09	2.08%
21	62 小田急電鉄 日本	社債券 ―	100,000,000	100.10 100,107,000	100.00 100,009,600	0.2800 2016/07/25	2.08%
22	143 神奈川県公債 日本	地方債証券 ―	98,000,000	101.45 99,429,820	100.86 98,847,406	1.7700 2016/12/20	2.06%
23	2 政保首都高速 日本	特殊債券 ―	90,000,000	101.03 90,927,000	100.45 90,409,320	1.8000 2016/09/26	1.88%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ．投資有価証券の種類別投資比率

種類別	投資比率
特殊債券	50.10%
社債券	25.13%
地方債証券	6.25%
合計	81.48%

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の時価の比率です。

ハ．投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 投資不動産物件

（平成28年６月末現在）

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

（平成28年６月末現在）

該当事項はありません。

（参考情報）

2016年6月30日現在

基準価額・純資産の推移（設定日～2016年6月30日）

［為替ヘッジあり］

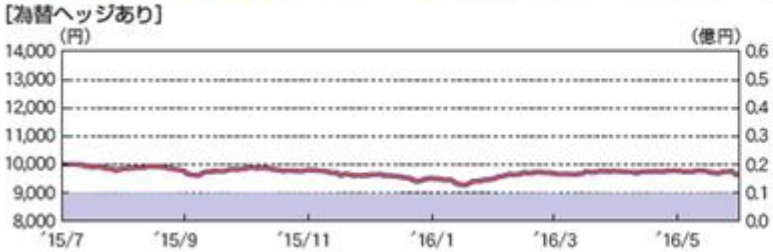

［為替ヘッジなし］

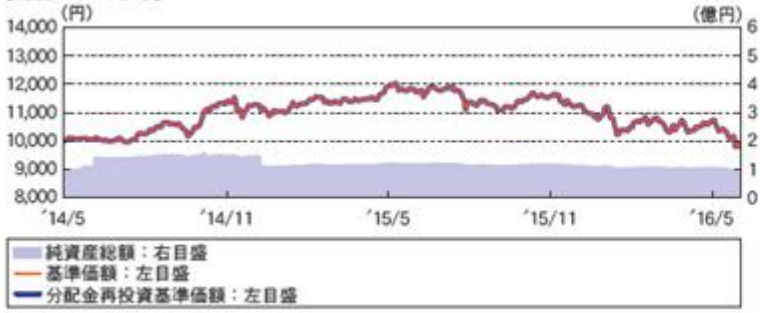

＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。

分配の推移

［為替ヘッジあり］

2016年 6月	0円
2016年 5月	0円
2016年 4月	0円
2016年 3月	0円
2016年 2月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

＊分配金は1万口当たり、税引前

［為替ヘッジなし］

2016年 6月	0円
2016年 5月	0円
2016年 4月	0円
2016年 3月	0円
2016年 2月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

＊分配金は1万口当たり、税引前

主要な資産の状況

［為替ヘッジあり］

投資銘柄	投資比率
Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. Goldman Sachs Opportunistic Corporate Bond Portfolio Class IXO (USD) (MDist)	96.0%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	1.0%

＊投資比率は純資産総額対比

［為替ヘッジなし］

投資銘柄	投資比率
Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. Goldman Sachs Opportunistic Corporate Bond Portfolio Class IXO (USD) (MDist)	97.5%
キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	0.1%

＊投資比率は純資産総額対比

■参考情報（上位10銘柄）

ゴールドマン・サックス・ファンズ　S.I.C.A.V. ゴールドマン・サックス・オポチュニスティック・コーポレート・ボンド・ポートフォリオ　クラスIXO (USD) (MDist)

	投資銘柄	国名	投資比率
1	FIRST DATA CORPORATION	米国	3.6%
2	CENGAGE LEARNING, INC.	米国	3.5%
3	BOMBARDIER INC	カナダ	2.9%
4	NUMERICABLE GROUP S.A.	フランス	2.8%
5	APX GROUP, INC.	米国	2.8%
6	ALTICE FINANCING SA	ルクセンブルク	2.5%
7	LEAR CORPORATION	米国	2.2%
8	DANA HOLDING CORPORATION	米国	2.0%
9	FIAT SPA	米国	1.9%
10	CEQUEL COMMUNICATIONS HOLDINGS, LLC	米国	1.8%

＊投資比率はゴールドマン・サックス・ファンズ　S.I.C.A.V.　ゴールドマン・サックス・オポチュニスティック・コーポレート・ボンド・ポートフォリオ　クラスIXO (USD) (MDist) の純資産総額対比

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

	投資銘柄	種別	投資比率
1	197 政保預金保険	特殊債券	12.5%
2	873 政保公営企業	特殊債券	10.5%
3	156 政保道路機構	特殊債券	8.3%
4	30 政保道路機構	特殊債券	6.3%
5	16 政保政策投資B	特殊債券	4.2%
6	25 政保道路機構	特殊債券	4.2%
7	16 沖縄電力	社債券	2.1%
8	30 東海旅客鉄道	社債券	2.1%
9	39 日本精工	社債券	2.1%
10	18-7 埼玉県公債	地方債証券	2.1%

＊投資比率はキャッシュ・マネジメント・マザーファンドの純資産総額対比

＊ファンドの収益率は暦年ベースで表示しております。但し、為替ヘッジありの2015年は当初設定日(2015年7月31日)から年末までの収益率、為替ヘッジなしの2014年は当初設定日(2014年5月30日)から年末までの収益率です。また、各ファンドの2016年は6月末までの収益率です。
＊ファンドの年間収益率は、税引前の分配金を再投資したものとして計算しております。
＊ファンドには、ベンチマークはありません。

・ファンドの運用実績はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
・ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示している場合があります。

第２【管理及び運営】

１【申込（販売）手続等】

(１)当ファンドの取得申込者は、販売会社において申込期間における毎営業日にお申込みいただけます。ただし、ニューヨーク、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行または証券取引所の休業日と同日の場合ならびに12月24日は、取得のお申込みを受付けないものとします。お申込みの受付は原則として午後３時までとします。これらの受付時間を過ぎてからのお申込みは翌営業日以降で、ニューヨーク、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行または証券取引所の休業日ならびに12月24日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止することおよびすでに受付けた取得申込の受付を取消すことがあります。

(２)申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額（当初１口＝１円）とします。お申込みには申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を要します。当ファンドの申込単位は、１口または１円の整数倍で販売会社毎に定めた単位です。

(３)当ファンドの取得申込者は、販売会社において、取引口座を開設のうえ、取得のお申込みを行うものとします。お申込みの方法には、収益の分配がなされた場合に分配金を受取ることができる「分配金受取型」と、税引後の分配金を自動的に無手数料で再投資する「分配金自動再投資型」があり、「分配金自動再投資型」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で累積投資約款に従って分配金再投資に関する契約を締結します。ただし、販売会社によってはどちらか一方のコースのみの取扱いの場合があります。
なお、当ファンドは「為替ヘッジあり」および「為替ヘッジなし」の２つのファンドから構成されていますが、販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。

＊販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

(４)定時定額で購入する「定時定額購入サービス」（販売会社によっては、名称が異なる場合があります。）を利用する場合は、販売会社との間で「定時定額購入サービス」に関する契約を締結します。詳細については、販売会社にお問い合わせください。

（注）当ファンドの取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

２【換金（解約）手続等】

受益者は、販売会社に対して毎営業日に解約のお申込みをすることができます。ただし、ニューヨーク、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行または証券取引所の休業日と同日の場合ならびに12月24日は、解約請求を受付けないものとします。解約の受付は原則として午後３時までとします。これらの受付時間を過ぎてからの解約請求は、翌営業日以降でニューヨーク、ロンドンまたはルクセンブルグの銀行または証券取引所の休業日ならびに12月24日と同日でない最も近い営業日の取扱いとします。

委託会社は、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受付けた解約請求の受付を取消すことがあります。解約請求の受付が中止された場合、受益者は解約の受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、解約の受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にその請求を受付けたものとして取扱うこととします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

＜解約請求による換金手続き＞

□解約価額：当該請求受付日の翌営業日の基準価額です。
（解約価額については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

□解約単位：販売会社毎に定めた単位とします。
（解約単位については、お申込みの各販売会社までお問い合わせください。）

□解約代金の支払い：原則として解約請求を受付けた日から起算して６営業日目から販売会社の申込場所で支払われます。

□解約にかかる手数料：ありません。

（注）当ファンドの換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

３【資産管理等の概要】

(１)【資産の評価】

①基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいま

す。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。外国為替予約の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

＜主要投資対象の評価方法＞

有価証券等	評価方法
投資信託証券 （外国籍）	原則として、基準価額計算日に知り得る直近の純資産額（上場されている場合は、その主たる取引所における最終相場）で評価します。

②基準価額は、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されます。原則として委託会社の各営業日に計算され、翌日の日本経済新聞に掲載されます。また、お申込みの各販売会社または下記の照会先まで問い合わせることにより知ることができます。

大和住銀投信投資顧問株式会社

＜インターネットホームページ＞http://www.daiwasbi.co.jp/

＜お電話によるお問い合わせ先＞受付窓口：（電話番号）0120-286104

受付時間：午前９時から午後５時まで（土、日、祝日除く。）

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

「為替ヘッジあり」の信託の期間は、信託契約締結日（平成27年７月31日）から平成31年５月27日まで（約４年）、「為替ヘッジなし」の信託の期間は、信託契約締結日（平成26年５月30日）から平成31年５月27日まで（約５年）とします。

なお、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者に有利であると認めたときには、受託会社と協議のうえ、信託期間を延長することができます。

ただし、後記「（５）その他　①信託契約の解約」の規定により、信託契約を解約し、この信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

当ファンドの計算期間は、原則として毎月28日から翌月27日までとします。前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下、「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は信託期間の終了日とします。

（注）計算期間終了日を「決算日」ということがあります。

（５）【その他】

①信託契約の解約

イ．委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、信託財産の受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合には、受託会社と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

ロ．委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ハ．委託会社は、この信託が主要投資対象とする指定投資信託証券が存続しないこととなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

ニ．委託会社は、前イ．および前ロ．の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ホ．前ニ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

へ．前ニ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ト．前ニ．から前へ．までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときおよび前ハ．の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前ニ．から前へ．までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

②信託契約に関する監督官庁の命令

委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。また、委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、信託約款の変更等の規定にしたがいます。

③委託会社の登録取消等に伴う取扱い

委託会社が、監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、信託約款の変更等に規定する書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

④受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤信託約款の変更等

イ．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第２号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本項に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

ロ．委託会社は、前イ．の事項（前イ．の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前イ．の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

ハ．前ロ．の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

ニ．前ロ．の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行います。

ホ．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

ヘ．前ロ．から前ホ．までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

ト．前イ．から前ヘ．の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑥公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第１項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

⑧運用にかかる報告等開示方法

イ．委託会社は、特定期末（毎年５月、11月に属する計算期末）から３ヵ月以内に有価証券報告書を提出します。

ロ．委託会社は、特定期末および償還時に運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第１項に定める運用報告書）および交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第４項に定める書面）を作成します。

ハ．委託会社は、交付運用報告書を販売会社を通じて受益者へ交付します。また、委託会社は、運用報告書（全体版）を委託会社のインターネットホームページに掲載します。
＜インターネットホームページ＞http://www.daiwasbi.co.jp/

ニ．前ハ．にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑨委託会社と関係法人との契約の変更

＜募集・販売契約＞

委託会社と販売会社との間の募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者の別段の意思表示のない限り、１年毎に自動的に更新されます。募集・販売の取扱い等に関する契約は、当事者間の合意により変更することができます。

４【受益者の権利等】

当ファンドの受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。この受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。受益者の有する主な権利は次のとおりです。また、ファンド資産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

(１)収益分配金に対する請求権

受益者は、収益分配金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から、保有口数に応じて、販売会社を通じて決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

※収益分配金の支払いは、原則として決算日から起算して５営業日までに開始します。

上記にかかわらず、販売会社との間で締結した累積投資約款に基づく契約により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金を販売会社に交付します。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行いま

す。当該売付により増加した受益権は、信託約款の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金の請求権は、支払開始日から５年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(２)償還金に対する請求権

受益者は、償還金を持分に応じて委託会社に請求する権利を有します。

償還金は、信託終了後１ヵ月以内の委託会社の指定する日から受益者に支払います。償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

※償還金の支払いは、原則として償還日から起算して５営業日までに開始します。

償還金の請求権は、支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、委託会社が受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(３)受益権の換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、解約の実行を販売会社を通じて委託会社に請求する権利を有しています。権利行使の方法等については、前述の「換金（解約）手続等」をご参照ください。

(４)帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は委託会社に対し、当該受益者にかかる信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第３【ファンドの経理状況】

１．当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第２条の２の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載されている金額は、円単位で表示しております。

２．当ファンドの計算期間は６ヵ月未満であるため、財務諸表は６ヵ月毎に作成しております。

３．当ファンドは、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、当特定期間（平成27年11月28日から平成28年５月27日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

1 【財務諸表】

【短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成27年11月27日現在	当期 平成28年５月27日現在
資産の部		
流動資産		
預金	―	16,842
コール・ローン	143,840	210,544
投資証券	9,491,464	9,432,888
親投資信託受益証券	100,020	100,049
派生商品評価勘定	43,252	34,064
流動資産合計	9,778,576	9,794,387
資産合計	9,778,576	9,794,387
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	188	―
未払受託者報酬	217	210
未払委託者報酬	15,277	14,690
その他未払費用	238	364
流動負債合計	15,920	15,264
負債合計	15,920	15,264
純資産の部		
元本等		
元本	10,000,000	10,000,000
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 237,344	△ 220,877
（分配準備積立金）	153,624	309,581
元本等合計	9,762,656	9,779,123
純資産合計	9,762,656	9,779,123
負債純資産合計	9,778,576	9,794,387

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成27年７月31日 至 平成27年11月27日	当期 自 平成27年11月28日 至 平成28年５月27日
営業収益		
受取配当金	274,070	403,272
受取利息	113	1
有価証券売買等損益	△ 354,241	△ 26,827
為替差損益	△ 3,038	△ 59,022
営業収益合計	△ 83,096	317,424
営業費用		
受託者報酬	833	1,269
委託者報酬	58,725	87,863
その他費用	94,690	211,825
営業費用合計	154,248	300,957
営業利益又は営業損失（△）	△ 237,344	16,467
経常利益又は経常損失（△）	△ 237,344	16,467
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 237,344	16,467
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	－	－
期首剰余金又は期首欠損金（△）	－	△ 237,344
剰余金増加額又は欠損金減少額	－	－
剰余金減少額又は欠損金増加額	－	－
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	△ 237,344	△ 220,877

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自　平成27年11月28日 至　平成28年５月27日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。
３．収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資証券についての受取配当金は、原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。
４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 平成27年11月27日現在	当期 平成28年５月27日現在
１．元本状況		
期首元本額	10,000,000円	10,000,000円
期中追加設定元本額	－	－
期中一部解約元本額	－	－
２．受益権の総数	10,000,000口	10,000,000口
３．元本の欠損		
	237,344円	220,877円

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自　平成27年７月31日 至　平成27年11月27日	当期 自　平成27年11月28日 至　平成28年５月27日
分配金の計算過程 第１期計算期間末（平成27年８月27日）に、分配した金額はありません。 第２期計算期間末（平成27年９月28日）に、分配した金額はありません。 第３期計算期間末（平成27年10月27日）に、分配した金額はありません。 第４期計算期間末（平成27年11月27日）に、分配した金額はありません。	分配金の計算過程 第５期計算期間末（平成27年12月28日）に、分配した金額はありません。 第６期計算期間末（平成28年１月27日）に、分配した金額はありません。 第７期計算期間末（平成28年２月29日）に、分配した金額はありません。 第８期計算期間末（平成28年３月28日）に、分配した金額はありません。 第９期計算期間末（平成28年４月27日）に、分配した金額はありません。 第10期計算期間末（平成28年５月27日）に、分配した金額はありません。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自　平成27年11月28日 至　平成28年５月27日

1．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 平成28年５月27日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引等関係に関する注記に記載しております。 (3)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
前期（平成27年11月27日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	10
投　資　証　券	△95,845
合計	△95,835

当期（平成28年５月27日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	10
投　資　証　券	45,479
合計	45,489

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
（通貨関連）

区分	種類	前期 平成27年11月27日現在			
		契約額等（円）	うち１年超（円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引以外の取引	為替予約取引 買建 アメリカ・ドル	245,428	－	245,240	△188
	売建 アメリカ・ドル	9,730,232	－	9,686,980	43,252
合計		－	－	9,932,220	43,064

区分	種類	当期 平成28年５月27日現在			
		契約額等 （円）	うち １年超 （円）	時価（円）	評価損益（円）
市場取引 以外の取引	為替予約取引 売建 アメリカ・ドル	9,469,124	－	9,435,060	34,064
合計		－	－	9,435,060	34,064

（注）時価の算定方法

A．特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨につきましては、以下のように評価しております。

①特定期間末日において為替予約の受渡日の対顧客先物相場の仲値が発表されている場合には、当該為替予約は当該仲値で評価しております。

②特定期間末日において当該日の対顧客先物相場が発表されていない場合には、以下の方法によっております。

・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。

・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値を用いております。

B．特定期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨につきましては、特定期間末日の対顧客相場の仲値で評価しております。

（関連当事者との取引に関する注記）

当期（自　平成27年11月28日　至　平成28年５月27日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

前期 平成27年11月27日現在	当期 平成28年５月27日現在
１口当たり純資産額 0.9763円 「１口＝１円（10,000口＝9,763円）」	１口当たり純資産額 0.9779円 「１口＝１円（10,000口＝9,779円）」

（４）【附属明細表】

①有価証券明細表

＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託 受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	98,242	100,049	
	小計（日本）１銘柄		98,242	100,049	
アメリカ・ドル	投資証券	Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. Goldman Sachs Liberty Harbor Opportunistic Corporate Bond Portfolio Class IX0 (USD) (MDist)	984.390	85,917.550	
	小計（アメリカ・ドル）１銘柄		984.390	85,917.550 (9,432,888)	
合計				9,532,937 (9,432,888)	

（注）1．各種通貨ごとの小計の欄における(　)内の金額は、邦貨換算額であります。

2．合計欄は邦貨金額を表示しております。(　)内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3．外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入有価証券 時価比率※	有価証券の合計 金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	１銘柄	96.45%	98.95%

※組入有価証券時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

②為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

注記表中の(デリバティブ取引等関係に関する注記)で記載しており、ここでは省略しております。

＜参考＞

当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。

※　以下に記載した情報は監査の対象外であります。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(１)貸借対照表

区分	平成27年11月27日現在 金額（円）	平成28年５月27日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,444,846,899	620,005,132
国債証券	2,701,887,000	226,766,675
地方債証券	202,416,000	400,937,636
特殊債券	―	2,409,018,300
社債券	804,032,200	1,004,318,100
未収利息	5,450,087	9,036,594
前払費用	3,649,545	2,142,636
流動資産合計	5,162,281,731	4,672,225,073
資産合計	5,162,281,731	4,672,225,073
負債の部		
流動負債		
未払金	101,456,000	203,309,000
未払解約金	20,241,780	36,843,320
その他未払費用	―	415
流動負債合計	121,697,780	240,152,735
負債合計	121,697,780	240,152,735
純資産の部		
元本等		
元本	4,951,145,714	4,351,885,951
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	89,438,237	80,186,387
元本等合計	5,040,583,951	4,432,072,338
純資産合計	5,040,583,951	4,432,072,338
負債純資産合計	5,162,281,731	4,672,225,073

（２）注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　平成27年11月28日 至　平成28年５月27日

１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成27年11月27日現在	平成28年５月27日現在
１．元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	5,308,361,370円	4,951,145,714円
期中追加設定元本額	2,408,107,474円	1,844,171,672円
期中一部解約元本額	2,765,323,130円	2,443,431,435円
元本の内訳		
ＳＭＢＣファンドラップ・ヘッジファンド	58,886,725円	102,010,672円
ＳＭＢＣファンドラップ・欧州株	62,554,170円	69,350,547円
ＳＭＢＣファンドラップ・新興国株	29,424,240円	40,658,375円
ＳＭＢＣファンドラップ・コモディティ	10,340,791円	14,287,933円
ＳＭＢＣファンドラップ・米国債	59,888,565円	67,819,123円
ＳＭＢＣファンドラップ・欧州債	52,866,712円	56,262,937円
ＳＭＢＣファンドラップ・新興国債	24,018,461円	28,792,672円
ＳＭＢＣファンドラップ・日本グロース株	53,286,715円	93,918,769円
ＳＭＢＣファンドラップ・日本中小型株	35,123,049円	30,113,525円
ＳＭＢＣファンドラップ・日本債	255,217,859円	371,057,582円
ＤＣ日本国債プラス	653,345,521円	637,018,559円
エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）	190,149,365円	161,097,985円
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）	613,477,188円	504,464,815円
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）	16,246,091円	13,672,507円
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）	776,838,226円	614,449,091円
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）	16,976,736円	14,956,353円
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）	145,373,139円	110,600,435円
エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）	1,080,301,322円	886,860,314円
大和住銀 中国株式ファンド（マネー･ポートフォリオ）	529,514,745円	297,956,755円
エマージング好配当株オープン　マネー･ポートフォリオ	4,243,727円	4,197,626円
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）	3,695,026円	2,720,395円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）	1,894,191円	1,288,046円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）	5,796,246円	2,325,894円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）	3,917,454円	3,044,797円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界６地域通貨コース）	34,067,633円	10,995,166円
米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジあり）	－	245,556円
米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジなし）	－	245,556円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）	38,180,328円	38,170,638円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア３通貨コース	34,006,926円	31,141,936円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース	3,308,988円	2,945,761円
アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）	21,155,757円	2,885,859円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルレアルコース	18,658,181円	18,658,181円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア３通貨コース	9,783円	9,783円
株式＆通貨 資源ダブルフォーカス（毎月分配型）	9,512,243円	9,512,243円
日本株２２５・米ドルコース	49,237円	49,237円
日本株２２５・ブラジルレアルコース	393,895円	393,895円
日本株２２５・豪ドルコース	147,711円	147,711円
日本株２２５・資源３通貨コース	49,237円	49,237円
グローバルＣＢオープン・高金利通貨コース	598,533円	598,533円
グローバルＣＢオープン・円コース	827,757円	827,757円
グローバルＣＢオープン（マネープールファンド）	18,291,348円	16,869,606円

オーストラリア高配当株プレミアム（毎月分配型）	1,057,457円	1,057,457円
スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型）	12,541,581円	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド（年２回決算型）	4,566,053円	4,566,053円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（毎月決算型）	14,309円	14,309円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（年２回決算型）	12,837円	12,837円
カナダ高配当株ツインα（毎月分配型）	66,417,109円	66,417,109円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円	196,696円
エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）	645,688円	589,796円
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型）	957,497円	1,715,085円
カナダ高配当株ファンド	984円	984円
短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月分配型）	98,290円	98,290円
短期米ドル社債ファンド2015-06（為替ヘッジあり）	98,242円	98,242円
短期米ドル社債ファンド2015-06（為替ヘッジなし）	98,242円	98,242円
短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月分配型）	98,242円	98,242円
米国短期社債戦略ファンド2015-10（為替ヘッジあり）	149,304円	149,304円
米国短期社債戦略ファンド2015-10（為替ヘッジなし）	215,194円	215,194円
合計	4,951,145,714円	4,351,885,951円
２．受益権の総数	4,951,145,714口	4,351,885,951口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　平成27年11月28日 至　平成28年５月27日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	平成28年５月27日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

（平成27年11月27日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
国　債　証　券	△3,053,000
地 方 債 証 券	△922,000
社　　債　　券	△1,874,100
合計	△5,849,100

※「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成27年７月28日から平成27年11月27日まで）を指しております。

（平成28年５月27日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
国　債　証　券	△558,418
地 方 債 証 券	△3,659,184
特　殊　債　券	△3,839,700
社　　債　　券	△2,991,000
合計	△11,048,302

※「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成27年７月28日から平成28年５月27日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
（平成27年11月27日現在）
該当事項はありません。

（平成28年５月27日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
（自　平成27年11月28日　至　平成28年５月27日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

平成27年11月27日現在	平成28年５月27日現在
１口当たり純資産額 1.0181円 「１口＝１円（10,000口＝10,181円）」	１口当たり純資産額 1.0184円 「１口＝１円（10,000口＝10,184円）」

（３）附属明細表
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	国債証券	97 5年国債	200,000,000	200,060,000	
	国債証券	98 5年国債	26,700,000	26,706,675	
	地方債証券	143 神奈川県公債	98,000,000	99,002,736	
	地方債証券	18-5 兵庫県公債	100,000,000	100,135,900	
	地方債証券	18-7 埼玉県公債	100,000,000	101,432,700	
	地方債証券	18-1 新潟県公債	100,000,000	100,366,300	
	特殊債券	16 政保政策投資B	200,000,000	202,806,000	
	特殊債券	25 政保道路機構	200,000,000	202,527,000	
	特殊債券	30 政保道路機構	300,000,000	304,389,600	
	特殊債券	156 政保道路機構	400,000,000	400,948,800	
	特殊債券	867 政保公営企業	100,000,000	100,589,500	
	特殊債券	873 政保公営企業	500,000,000	507,014,000	
	特殊債券	2 政保首都高速	90,000,000	90,549,000	
	特殊債券	197 政保預金保険	600,000,000	600,194,400	
	社債券	7 セブンアンドアイ	100,000,000	100,010,600	
	社債券	22 日新製鋼	100,000,000	100,207,800	
	社債券	8 小松製作所	100,000,000	100,009,800	
	社債券	15 ダイキン工業	100,000,000	100,238,800	
	社債券	39 日本精工	100,000,000	101,573,100	
	社債券	10 セイコーエプソン	100,000,000	100,073,900	
	社債券	21 トヨタファイナンス	100,000,000	100,125,800	
	社債券	67 東京急行電鉄	100,000,000	100,258,500	
	社債券	62 小田急電鉄	100,000,000	100,041,800	
	社債券	30 東海旅客鉄道	100,000,000	101,778,000	
合計　24銘柄			4,014,700,000	4,041,040,711	

＜参考＞

当ファンドは、「Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. Goldman Sachs Liberty Harbor Opportunistic Corporate Bond Portfolio Class IXO(USD)(MDist)」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、この投資法人の投資証券であります。
※なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

この投資証券は、2015年11月30日に計算期間が終了し、ルクセンブルグにおいて一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠した財務諸表が作成され、現地において独立監査人による財務諸表の監査を受けております。
以下の「貸借対照表」、「損益計算書」及び「有価証券明細表」等は、2015年11月30日現在の財務諸表の原文を委託会社で抜粋・翻訳したものであります。

貸借対照表

	2015年11月30日現在 (USD)
資産の部	
有価証券（時価）(デリバティブを除く)	176,625,430
為替予約取引に係る評価益	12,456
スワップ契約に係る評価益	4,255
スワップ取引に係る前払金	67,242
現金	2,101,522
差入証拠金	1,208,957
有価証券売却に係る未収入金	2,557,910
受益証券発行に係る未収入金	2,720,712
未収配当金	1
未収利息（スワップを除く）	2,301,201
投資顧問報酬の放棄分	3,359
資産　合計	187,603,045
負債の部	
為替予約取引に係る評価損	759,682
スワップ契約に係る評価損	445,080
スワップ取引に係る前受金	398,864
有価証券購入に係る未払金	5,932,252
受益証券買戻しに係る未払金	398,864
スワップ取引に係る未払利息	142,672
投資顧問報酬	110,903
管理会社報酬	26,731
事務手数料	2,012
名義書換代理人報酬	45,460
年次税	11,423
監査報酬	23,839
運用会社報酬	4,607
役員報酬	553
弁護士費用	622
保険料	2,784
印刷費	1,891
発行費	404
税務報告費用	55,908
支払代理人報酬	6,803
規制当局への報告費用	1,642
その他負債	7,985
負債　合計	8,646,950
純資産	178,956,095

添付の注記は、本財務諸表の不可欠の部分である。

損益計算書

	(2015年11月30日に終了した年度) (USD)
収　益	
受取配当金	40,220
受取利息（スワップを除く）	10,565,094
（償却費用）／増加費用	(874,182)

	9,731,132
費　用	
当座貸越	2,479
スワップ取引に係る利息	206,491
投資顧問報酬	1,868,892
預託費用	78,440
管理会社報酬	101,829
事務手数料	56,461
名義書換代理人報酬	67,664
年次税	76,194
監査報酬	21,411
運用会社報酬	68,584
役員報酬	1,323
弁護士費用	28,396
保険料	13,353
印刷費	10,310
発行費	5,107
税務報告費用	70,666
支払代理人報酬	15,967
規制当局への報告費用	17,994
その他費用	33,601
	2,745,162
減算：投資顧問報酬放棄分	102,441
減算：投資顧問固定運用報酬放棄分	18,599
加算：投資顧問固定運用報酬のシェアクラスに対する追加報酬	12
費用　合計	2,624,134
分配金及びその他投資収益に係る源泉税	42,524
当期における収益（費用）　計	7,064,474

添付の注記は、本財務諸表の不可欠の部分である。

有価証券明細表（2015年11月30日現在）

額面	銘柄名	通貨	クーポン・レート（a）	償還日(b)	評価額（USD）	純資産比率（%）
公認の取引所に上場している取引可能な証券						
社債券 – 20.70%						
フランス						
2,160,000	Numericable-SFR SAS 144A(c)	USD	4.875%	15/05/2019	2,149,200	1.20
419,000	Numericable-SFR SAS 144A(c)	USD	6.000%	15/05/2022	413,239	0.23
					2,562,439	1.43
ルクセンブルグ						
2,657,000	Altice Financing S.A. 144A(c)	USD	6.500%	15/01/2022	2,670,285	1.49
1,891,000	Altice Financing S.A. 144A(c)	USD	6.625%	15/02/2023	1,867,362	1.04
1,708,000	Altice S.A. 144A(c)	USD	7.750%	15/05/2022	1,599,115	0.90

					6,136,762	3.43
オランダ						
836,000	Fiat Chrysler Automobiles NV	USD	4.500%	15/04/2020	846,450	0.47
1,708,000	Fiat Chrysler Automobiles NV	USD	5.250%	15/04/2023	1,699,460	0.95
					2,545,910	1.42
イギリス						
685,000	International Game Technology Plc. 144A(c)	USD	5.625%	15/02/2020	681,575	0.38
363,000	International Game Technology Plc. 144A(c)	USD	6.250%	15/02/2022	347,573	0.20
					1,029,148	0.58
アメリカ						
1,578,000	ADT Corp.	USD	3.500%	15/07/2022	1,439,925	0.80
3,267,000	Ally Financial, Inc.	USD	4.750%	10/09/2018	3,381,345	1.89
420,000	Ally Financial, Inc.	USD	3.250%	05/11/2018	420,525	0.23
278,000	Ally Financial, Inc.	USD	8.000%	31/12/2018	311,360	0.17
18,000	Ally Financial, Inc.	USD	7.500%	15/09/2020	20,723	0.01
714,000	AMC Entertainment, Inc.	USD	5.875%	15/02/2022	731,850	0.41
126,000	American Axle & Manufacturing, Inc.	USD	6.250%	15/03/2021	132,300	0.07
2,817,000	APX Group, Inc.	USD	6.375%	01/12/2019	2,725,447	1.52
1,418,000	Bonanza Creek Energy, Inc.	USD	6.750%	15/04/2021	1,102,495	0.62
201,000	Calpine Corp.	USD	5.375%	15/01/2023	187,935	0.10
205,000	CenturyLink, Inc.	USD	5.625%	01/04/2025	175,388	0.10
1,172,000	Cinemark USA, Inc.	USD	5.125%	15/12/2022	1,174,930	0.66
1,273,000	CIT Group, Inc.	USD	5.250%	15/03/2018	1,327,103	0.74
2,571,000	Dana Holding Corp.	USD	5.375%	15/09/2021	2,622,420	1.47
1,959,000	DaVita HealthCare Partners, Inc.	USD	5.750%	15/08/2022	2,037,360	1.14
1,217,000	Graphic Packaging International, Inc.	USD	4.750%	15/04/2021	1,250,468	0.70
838,000	HCA, Inc.	USD	6.500%	15/02/2020	925,466	0.52
516,000	Lear Corp.	USD	4.750%	15/01/2023	525,030	0.29
1,855,000	Lear Corp.	USD	5.250%	15/01/2025	1,894,419	1.06
460,000	SM Energy Co.	USD	5.000%	15/01/2024	403,650	0.23
510,000	Sprint Capital Corp.	USD	6.900%	01/05/2019	448,800	0.25
1,535,000	Sprint Communications, Inc.	USD	8.375%	15/08/2017	1,531,162	0.86
					24,770,101	13.84
社債券　計（取得原価　USD　37,705,906）					**37,044,360**	**20.70**

ワラント － 0.00%

アメリカ

11,894	Everyware Global, Inc., exp. 07/21-Warrants(d)				0	0.00
ワラント　計（取得原価　-）					**0**	**0.00**

ミューチュアル・ファンド

アイルランド

2,054	Goldman Sachs US$ Liquid Reserves Fund (X Distribution Class)(e)(f)				2,054	0.00
ミューチュアル・ファンド　計（取得原価　USD 2,054）					**2,054**	**0.00**
公認の取引所に上場している取引可能な証券　計（取得原価　USD 37,707,960）					**37,046,414**	**20.70**

その他規制のある市場で取引可能な証券

社債券 – 50.59%

カナダ

419,000	Air Canada 144A(c)	USD	7.750%	15/04/2021	439,426	0.24
5,117,000	Bombardier, Inc. 144A(c)	USD	5.500%	15/09/2018	4,861,150	2.72
2,263,000	Bombardier, Inc. 144A(c)	USD	7.750%	15/03/2020	2,002,755	1.12
331,000	Seven Generations Energy Ltd. 144A(c)	USD	8.250%	15/05/2020	321,898	0.18
1,341,000	Seven Generations Energy Ltd. 144A(c)	USD	6.750%	01/05/2023	1,196,842	0.67
1,643,000	Valeant Pharmaceuticals International, Inc. 144A(c)	USD	5.375%	15/03/2020	1,478,700	0.83
					10,300,771	5.76

ルクセンブルグ

2,746,000	Beverage Packaging Holdings Luxembourg II S.A. 144A(c)	USD	5.625%	15/12/2016	2,739,135	1.53
1,676,000	Beverage Packaging Holdings Luxembourg II S.A. 144A(c)	USD	6.000%	15/06/2017	1,671,810	0.94
2,535,000	INEOS Group Holdings S.A. 144A(c)	USD	6.125%	15/08/2018	2,560,350	1.43
489,000	Mallinckrodt International Finance S.A. via Mallinckrodt CB LLC 144A(c)	USD	5.750%	01/08/2022	433,988	0.24
503,000	Mallinckrodt International Finance S.A. via Mallinckrodt CB LLC 144A(c)	USD	5.625%	15/10/2023	436,352	0.24
					7,841,635	4.38

オランダ

3,468,000	Schaeffler Holding Finance BV 144A(c)	USD	6.875%	15/08/2018	3,593,715	2.01

イギリス

862,000	Jaguar Land Rover Automotive Plc. 144A(c)	USD	4.250%	15/11/2019	878,162	0.49

669,000	Jaguar Land Rover Automotive Plc. 144A(c)	USD	5.625%	01/02/2023	690,743	0.39
					1,568,905	0.88
アメリカ						
1,653,000	Alere, Inc.	USD	6.500%	15/06/2020	1,648,867	0.92
1,580,000	Calpine Corp. 144A(c)	USD	6.000%	15/01/2022	1,639,250	0.92
867,000	CCOH Safari LLC 144A(c)	USD	5.750%	15/02/2026	873,503	0.49
2,905,000	Cequel Communications Holdings I LLC 144A(c)	USD	6.375%	15/09/2020	2,846,900	1.59
1,125,000	CIT Group, Inc. 144A(c)	USD	5.500%	15/02/2019	1,181,250	0.66
707,000	CrownRock LP Via CrownRock Finance, Inc. 144A(c)	USD	7.125%	15/04/2021	707,000	0.40
1,835,000	Dean Foods Co. 144A(c)	USD	6.500%	15/03/2023	1,903,812	1.06
579,000	E*TRADE Financial Corp.	USD	5.375%	15/11/2022	615,007	0.34
890,000	E*TRADE Financial Corp.	USD	4.625%	15/09/2023	914,475	0.51
1,919,000	Endeavor Energy Resources LP Via EER Finance, Inc. 144A(c)	USD	7.000%	15/08/2021	1,847,037	1.03
754,000	Endo Finance LLC 144A(c)	USD	5.750%	15/01/2022	721,955	0.40
1,450,000	First Data Corp. 144A(c)	USD	6.750%	01/11/2020	1,526,125	0.85
841,000	First Data Corp. 144A(c)	USD	5.000%	15/01/2024	838,898	0.47
1,623,000	Fresenius Medical Care US Finance II, Inc. 144A(c)	USD	4.125%	15/10/2020	1,663,575	0.93
690,000	Frontier Communications Corp.	USD	8.500%	15/04/2020	691,725	0.39
1,018,000	Frontier Communications Corp. 144A(c)	USD	8.875%	15/09/2020	1,015,455	0.57
2,764,000	Frontier Communications Corp. 144A(c)	USD	10.500%	15/09/2022	2,743,270	1.53
1,127,000	Gates Global LLC Via Gates Global Co. 144A(c)	USD	6.000%	15/07/2022	843,841	0.47
2,956,000	GLP Capital LP Via GLP Financing II, Inc.	USD	4.875%	01/11/2020	3,037,290	1.70
1,220,000	Goodyear Tire & Rubber Co.	USD	5.125%	15/11/2023	1,241,350	0.69
626,000	Gray Television, Inc.	USD	7.500%	01/10/2020	654,170	0.37
631,000	Gulfport Energy Corp.	USD	6.625%	01/05/2023	578,943	0.32
1,832,000	HD Supply, Inc. 144A(c)	USD	5.250%	15/12/2021	1,923,600	1.07
2,226,000	Jack Cooper Holdings Corp. 144A (c)	USD	10.250%	01/06/2020	1,992,270	1.11
2,868,000	Lamar Media Corp.	USD	5.375%	15/01/2024	2,946,870	1.65
3,578,000	LifePoint Health, Inc.	USD	5.500%	01/12/2021	3,604,835	2.01
1,705,000	Memorial Resource Development Corp.	USD	5.875%	01/07/2022	1,581,388	0.88

830,000	Navient Corp.	USD	8.450%	15/06/2018	871,500	0.49
1,886,000	Nexstar Broadcasting, Inc.	USD	6.875%	15/11/2020	1,914,290	1.07
3,535,000	Rite Aid Corp.	USD	6.750%	15/06/2021	3,773,612	2.11
400,000	Rite Aid Corp. 144A(c)	USD	6.125%	01/04/2023	425,000	0.24
1,669,000	Sinclair Television Group, Inc.	USD	5.375%	01/04/2021	1,689,862	0.94
2,928,000	Springleaf Finance Corp.	USD	5.250%	15/12/2019	2,876,760	1.61
1,666,000	T-Mobile USA, Inc.	USD	6.542%	28/04/2020	1,724,310	0.96
669,000	Taylor Morrison Communities, Inc. Via Monarch Communities, Inc. 144A(c)	USD	5.250%	15/04/2021	674,018	0.38
1,601,000	Tenet Healthcare Corp.	USD	6.000%	01/10/2020	1,701,062	0.95
377,000	Tenet Healthcare Corp. 144A(c)(g)	USD	3.837%	15/06/2020	374,173	0.21
1,622,000	Universal Health Services, Inc. 144A(c)	USD	4.750%	01/08/2022	1,657,988	0.93
1,580,000	Univision Communications, Inc. 144A(c)	USD	6.750%	15/09/2022	1,643,200	0.92
5,158,000	Windstream Services LLC	USD	7.750%	15/10/2020	4,358,510	2.44
1,724,000	XPO Logistics, Inc. 144A(c)	USD	7.875%	01/09/2019	1,754,170	0.98
					67,221,116	37.56
社債券　計（取得原価　USD 93,106,459）					**90,526,142**	**50.59**
国債 - 2.10%						
アメリカ						
3,760,000	United States Treasury Bill	USD	0.181%	17/03/2016	3,758,067	2.10
国債　計（取得原価　USD 3,759,777）					**3,758,067**	**2.10**
その他規制のある市場で取引可能な証券　計（取得原価 USD 96,866,236 ）					**94,284,209**	**52.69**
その他取引可能な証券						
普通株式 - 0.27%%						
アメリカ						
10,523	Liberty Harbor LLC(d)				480,242	0.27
普通株式　計（取得原価 USD 1,052,321）					**480,242**	**0.27**
その他取引可能な証券　計（取得原価　USD 1,052,321）					**480,242**	**0.27**
バンク・ローン - 8.00%						
カナダ						
1,721,000	Valeant Pharmaceuticals International, Inc. - Series E Term Loan B	USD	3.000%	05/08/2020	1,625,003	0.91
イギリス						
1,249,250	Hanson Building Products Ltd. - Senior Lien Term Loan	USD	6.500%	13/03/2022	1,222,703	0.68
862,665	Hyperion Insurance Group Ltd. - Term Loan B	USD	5.500%	29/04/2022	862,665	0.48

					2,085,368	1.16
アメリカ						
1,102,000	BELK, Inc. - Term Loan	USD	4.750%	29/10/2022	992,626	0.55
2,634,738	Cengage Learning Acquisitions, Inc. - First Lien Term Loan	USD	7.000%	31/03/2020	2,599,749	1.45
843,700	FairPoint Communications, Inc. - Refi Term Loan	USD	7.500%	14/02/2019	844,532	0.47
1,273,000	First Data Corp. - New 2018 Term Loan	USD	3.712%	24/09/2018	1,262,975	0.71
336,000	First Data Corp. - 2015 USD Term Loan	USD	3.750%	08/07/2022	332,569	0.19
1,869,773	JC Penney Corp., Inc. - Term Loan B	USD	5.000%	20/06/2019	1,858,863	1.04
1,008,769	Kate Spade & Co. - Term Loan B	USD	4.000%	10/04/2021	981,028	0.55
932,592	Lands' End, Inc. - Term Loan B	USD	4.250%	04/04/2021	837,001	0.47
277,435	Michaels Stores, Inc. - Incremental 2014 Term Loan B2	USD	4.000%	28/01/2020	276,165	0.15
638,402	Univision Communications, Inc. - Term Loan C4	USD	4.000%	01/03/2020	629,825	0.35
					10,615,333	5.93
バンク・ローン　計（取得原価　USD 14,492,921）					**14,325,704**	**8.00**

定期預金 - 17.04%

オランダ						
26,830,709	Rabobank Nederland USD	USD	0.080%	01/12/2015	26,830,709	14.99
イギリス						
3,658,152	Barclays Bank Plc. USD	USD	0.150%	01/12/2015	3,658,152	2.05
定期預金　計（取得原価　USD 30,488,861）					**30,488,861**	**17.04**
デリバティブ取引の評価額（取得原価　USD 180,608,299）					**176,625,430**	**98.70**

Share Class Specific Forward Currency Contracts - (0.42%)

通貨	買付額	通貨	売付額	満期日	評価益（USD）	純資産比率（%）
USD	1,662,295	EUR	1,558,586	21/12/2015	12,456	0.01
ヘッジ目的で保有する為替予約取引に係る評価益					**12,456**	0.01

通貨	買付額	通貨	売付額	満期日	評価損（USD）	純資産比率（%）
EUR	20,442,135	USD	22,353,626	21/12/2015	(714,635)	(0.40)
GBP	4,877,005	USD	7,383,298	13/01/2016	(45,047)	(0.03)
ヘッジ目的で保有する為替予約取引に係る評価損					**(759,682)**	**(0.43)**

スワップ契約 - (0.25%)

想定元本	支払	受取	通貨	満期日	評価益（USD）	純資産比率（%）

420,000	Interest Rate Swaps Fixed 2.250%	Floating (USD 3 month LIBOR)	USD	16/12/2022	4,255	0.00
インタレスト・レート・スワップに係る評価益　計					4,255	0.00
スワップ契約に係る評価益　計					4,255	0.00

想定元本	支払	受取	通貨	満期日	評価益（USD）	純資産比率（%）
11,667,000	Interest Rate Swaps Fixed 1.750%	Floating (USD 3 month LIBOR)	USD	16/09/2018	(97,008)	(0.05)
13,533,000	Fixed 2.250%	Floating (USD 3 month LIBOR)	USD	16/09/2020	(241,267)	(0.14)
2,780,000	Floating (USD 3 month LIBOR)	Fixed 2.000%	USD	16/12/2020	(16,236)	(0.01)
4,757,000	Fixed 2.500%	Floating (USD 3 month LIBOR)	USD	16/09/2022	(90,569)	(0.05)
インタレスト・レート・スワップに係る評価損　計					**(445,080)**	**(0.25)**
スワップ契約に係る評価損　計					**(445,080)**	**(0.25)**
有価証券評価額　(取得原価　USD 180,608,299)					**175,437,379**	**98.03**
その他資産負債					3,518,716	1.97
純資産					178,956,095	100.00

有価証券　計	評価額(USD)	純資産比率(%)
デリバティブを除く有価証券　計（取得原価 USD 180,608,299）	176,625,430	98.70
ヘッジ目的で保有する為替予約取引に係る評価益	12,456	0.01
ヘッジ目的で保有する為替予約取引に係る評価損	(759,682)	(0.43)
スワップ取引に係る評価益	4,255	0.00
スワップ取引に係る評価損	(445,080)	(0.25)
その他資産負債	3,518,716	1.97
純資産	178,956,095	100.00

（注記）

社債、国債、バンク・ローン及び定期預金の開示された利率は、2015年11月30日現在に有効となっているもの。.

為替予約取引に係る取引先は、BNP Paribas S.A、Citibank NA London、Deutsche Bank、JP Morgan Chase Bank NA London,、Merrill Lynch International、Royal Bank of Canada,、Standerd Chartered Bank、State Street Bank &Trust andUBS AG London.

スワップ契約に係る取引先は、Credit Suisse Debt Capital Markets.

2015年11月30日現在、個々の取引先に対するエクスポージャーの上限は、純資産の0.00%。

(a) 利率は、記載されたクーポンレート、割引債券に係る購入時の年換算割引率または変動利率証券において、利率指標に基づく現在の再設定レートを表している。

(b) 満期日は証券に記載された日付、変動利付き証券の次回利率再設定日付またはこれらのタイプの証券の繰上返済日を表している。

(c) 規則144A証券：この証券は、1933年証券法規則144Aに基づき、適格機関投資家のために私募の形式で発行されているが取引は可能である。

(d) この証券の評価は評価者によって決定されている。

(e) ゴールドマン・サックス・ファンドの関連当事者。

(f) 2015年11月30日現在の当ファンドの利回りは、0.300%。

(g) 変動利付債は、2015年11月30日現在この証券の評価は評価者によって決定されている。

財務諸表に関する注記（抜粋）

2015年11月30日現在

重要な会計方針

(a) 財務諸表作成の基礎

個別ポートフォリオの財務諸表は、各々の基準通貨で表示されているが、すべてのポートフォリオの結合値は、米ドルで表示されている。受託会社は、ポートフォリオの基準通貨が同ポートフォリオの基礎となる取引の経済的影響及び事象並びに状態を最も忠実に表す通貨であると認める。

財務諸表は、投資信託に関するルクセンブルクの法律に準拠して作成されている。財務諸表の作成にあたり、取締役会は、本財務諸表及び付随する注記の報告額に影響を与えうる見積り及び仮定を行うことが要求されている。評価額の決定に当たり取締役会に要求される一定の見積り及び仮定については、貸借対照表の負債の部を参照のこと。実際の結果はかかる見積りと異なる場合がある。

(b) 投資取引、関連投資収益及び運用費用

本ファンドは、投資取引を取引日の翌営業日基準で計上している。実現損益は加重平均法による原価法に基づく。受取配当金及び支払配当金は配当落ち日に計上され、受取利息及び支払利息は投資の年数にわたり計上される。受取利息は市場割引の増加、発行割引、並びにプレミアムの償却を含み、基礎となる投資の年数にわたり収益に計上される。受取利息及び受取配当金は、源泉徴収税があれば控除前の総額で認識される。運用費用は発生主義で認識される。取引費用は、発生時に損益計算書で認識される。

(c) 有価証券に対する金融投資及び評価

i. 認識及び認識の中止

ポートフォリオは、金融資産及び金融負債を、当該投資の契約条項の当事者となった日付で認識する。金融資産及び金融負債の購入及び売却は、取引日の翌営業日基準で認識する。取引日の翌営業日より、金融資産又は金融負債の評価額の変動から生じる損益はすべて損益計算書に計上される。

金融資産は、当該投資からのキャッシュ・フローを受領する権利が消滅した時点、又はポートフォリオが所有に伴うすべてのリスクと経済価値を実質的に移転した時点で、認識が中止される。

ii. 評価測定の原則

すべての有価証券及びデリバティブの評価額は次の方針に従って決定される。

(ii.1) 取引所に上場されている資産及び負債

取引所で取引されている金融投資（普通株式、社債、政府発行債、優先株式、オプション及び先物取引で構成される、公認の取引所への上場が認められている、又は定期的に運営しているその他のいかなる規制市場で取引されている譲渡性のある有価証券）の評価額は、期末日現在の市場取引価格（見積将来取引費用控除前）に基づいている。

(ii.2) 債務証券

社債、政府発行債、国際機関債、地方債、参加証書、株式リンク債、非政府機関資産担保債及び政府機関資産担保債からなる債務証券は、ディーラーが提供する取引値に基づくか、あるいは第三者の値付機関を利用して評価される。

債務証券には、モーゲージ担保証券の(モーゲージ・プールを特定しない)To Be Announced（以下「TBA」という。）コミットメントが含まれる。このコミットメントは、政府機関モーケージ担保証券（以下「MBS」という。）の将来の日付における売買を反映している。特定のポートフォリオはMBSを効率的に運用する目的でこれらのフォ

ワード・コミットメント利用している。さらに、特定のポートフォリオは主としてTBA取引を利用した「ダラーロール」取引を行う場合があり、その取引ではポートフォリオは将来の月においてMBSを売却すると同時に再買付することに合意している。ポートフォリオはかかるフォワード・コミットメントの再買付約定額（経過利息を含む）に相当する流動有価証券の保有を維持しなければならない。ポートフォリオが買付に合意している有価証券の時価は、これらの有価証券の合意された買付価格を下回る場合がある。特定のポートフォリオは、2015年11月30日現在TBA残高を有しており、その残高は貸借対照表の有価証券売却に係る未収金及び有価証券購入に係る未払金の区分に含まれている。

債務証券が債務不履行であると識別された場合には、債務不履行証券に係る利息の発生は停止する。関連する当事者による債務不履行の確認をもって未収金は償却される。

(ii.3) バンクローン（銀行貸付債権）

ポートフォリオは米国及び米国以外の国の企業（以下「借入企業」という。）によるバンクローンに投資する場合がある。ポートフォリオによるバンクローンに対する投資は、参加権又は譲渡の形式を取る場合がある。シンジケート・バンクローン取引において、ポートフォリオは貸付機関のグループ（以下「貸付機関」という。）又はシンジケート団の参加機関の一つ（以下「参加機関」という。）から参加権の買付を行い、一つ又は複数の機関（以下「エージェント銀行」という。）が貸付機関を代表してローンの運営を行う。ポートフォリオは、ローンおけるポートフォリオに対する支払いの受払い処理において、参加権を売却した貸付機関に依拠することが求められる。アメンドメント手数料、コミットメント手数料及び信用状手数料等の収益は損益計算書に含まれ、ポートフォリオにおける発生基準で収益として計上される。バンクローンは、投資顧問会社が選定した第三者の値付機関から入手した価格に基づいて評価される。

未実行のコミットメントは借入企業に対するポートフォリオの残余債務を表す。債権の満期日まで、いかなる時点においても、借入企業は未実行部分を要求することができる。2015年11月30日現在、未実行のコミットメントはない。

(ii.4) 預金証書及びマネー・マーケット商品

定期預金を含む預金証書及びコマーシャル・ペーパーを含むマネー・マーケット商品は、償却原価で評価され、その償却原価は時価に近似する。

(ii.5) 投資信託に対する持分

ミューチュアル・ファンドで構成されるオープンエンド型投資信託への投資の評価額は、関連するファンドの目論見書に要約されている評価方針に従い、そのファンドにより提供される一口当たり純資産価額に基づく。

(ii.6) レポ取引に基づいて売却された有価証券

ポートフォリオは買戻条件付契約（以下「レポ取引」という。）に基づき有価証券を売却する。レポ取引の契約条件に基づき、取引相手先は、合意された価格で合意された日にポートフォリオが買戻し、取引相手先が再売却する義務に基づく有価証券を有する。ポートフォリオは、取引相手先に対してレポ取引の期間にわたり利息を支払う。

(ii.7) デリバティブ

デリバティブとは、その評価額が、裏付けとなる商品、指数基準金利又はこれらの要素の組み合わせから派生した金融商品である。デリバティブは、しばしば店頭（以下「OTC」という。）デリバティブと称される取引所外での相対契約によるものもあれば、取引所に上場され取引されるものもある。デリバティブ契約には、定められた条件で定められた日付に金融商品を売買する、あるいは想定元本又は契約額に基づいて利息の受払い又は通貨を交換する将来のコミットメントが含まれることがある。

デリバティブ契約は時価で表示され、貸借対照表に金融資産及び金融負債として認識される。時価の変動により生じる損益は、損益計算書に未実現利益／（損失）の変動額の構成要素として反映される。実現損益は契約終了時又は定期的なキャッシュ・フローの支払時に計上される。

(ii.7)(a) オプション契約

ポートフォリオは、取引所で取引されるオプション及びOTCオプションの契約をさまざまな取引相手先と締結している。ポートフォリオがオプションを買建てる場合、支払ったプレミアムに基づく時価と同額が資産として計上され、その評価額は毎日時価評価される。ポートフォリオがオプションを売建てる場合、当該ポートフォリオが受け取ったプレミアムに基づく時価と同額が負債として計上され、各評価日に売建オプションの時価になるよう調整される。

オプションのクローズ時に、プレミアムと支払額又は受取額との差額からブローカー手数料を差引いた金額、あるいはオプションが失効して無価値となった場合にはプレミアムの全額が、実現損益として処理される。ポートフォリオが売建てたオプションが行使される場合、当該ポートフォリオが金融商品の現在の時価とは異なる価格で売買することになる可能性がある。

OTC契約の時価は、オプション評価モデルを採用する、あるいは関連するオプション契約の取引相手先が提示する価格を参照することによって算定される。取引所で取引されるオプションの時価は、取引所での清算価格、あるいは値付機関又は取引相手先によって提供された独立した市場取引価格に基づいている。

(ii.7)(b) 先物取引

先物取引は、一定量の特定のコモディティを売買する契約であり、取引所での清算価格又は独立した市場取引価格に基づいて評価される。先物市場で取引を行うためには、現金又は有価証券のいずれかによる当初証拠金預託が要求される。先物取引に係る未実現損益は、当該契約の時価を反映して認識され、ポートフォリオの損益計算書に未実現損益の構成要素として含まれる。未実現利益と未実現損失のどちらが生じるかによって、変動証拠金を受け取る、あるいは支払うこととなる。契約終了時に、ポートフォリオは、契約締結時とクローズ時の契約の評価額の差額と同額の実現損益を認識する。

(ii.7)(c) スワップ契約

金利スワップ、デフォルト・スワップ、トータル・リターン・スワップ及びエクイティ・バスケット・スワップで構成されるスワップは、裏付けとなる一つ又は複数の投資及び指数に連動させることができ、スワップにはそれぞれ大きく異なる条件が付される場合がある。キャッシュ・フローは原資産に基づいて交換される。リスク・プレミアムを表す前払金は、契約期間にわたり定額法で償却される。スワップ契約は時価に基づいて計上され、そのスワップ契約の評価額は、取引相手先によって提供された価格、第三者の値付機関又は評価モデルに基づいている。評価モデルでは、原資産の時価、原資産に伴うリスク及び具体的な契約条件を含むさまざまなインプットを考慮に入れる。

(ii.7)(d) 外国為替予約取引

外国為替予約取引において、ポートフォリオは、将来の特定の日付に、ある通貨と交換に、あらかじめ定められた価格で定められた量の別の通貨を受取る又は受渡すことに同意する。想定元本、決済日、取引相手先及び差金決済する権利が同じ外国為替予約取引の購入及び売却は、通常は相殺され（これにより、その取引相手先との外国為替取引の残高はゼロとなる。）、実現損益は全て取引日の翌営業日に認識される。

外国為替予約取引の時価は、想定元本、通貨及び満期日が同じ新規の外国為替予約取引が、これらの通貨が取引されている主たる為替市場の営業終了時点で成立しうる価格に基づいている。

(ii.7)(e) NDF取引

NDF取引は、満期時に対象となる有価証券の現物決済を伴わないという点で通常の先渡契約と異なる、金融デリバティブ商品である。代わりに、対象となる有価証券の変動に応じて、一方の当事者からもう一方の当事者に対し、（通常米ドルで）差金決済が行われる。実現損益は、取引日の翌営業日に認識される。NDF取引は、評価者が選定した第三者の値付機関が提供する価格で評価される。

(ii.8) すべての有価証券及びデリバティブ

第三者の値付機関又はディーラーからの相場取引価格を入手できない場合、あるいは、相場が著しく不正確であるとみなす場合、投資の時価は評価手法を用いて算定される。

評価手法には、直近の市場取引の使用、実質的に同一である他の投資の現在の時価の参照、割引キャッシュ・フロー分析、又は実際の市場取引で得られる価格について信頼性の高い見積額を提供しているその他の手法などがある。

こうした有価証券及びデリバティブは、受託会社によって任命された者（以下「評価者」という。）により算定された実現の可能性が高い価額で評価される。適用される法律に従い、投資顧問会社自身、独立した値付機関又はその他がこうした評価者になりうる。2015年11月30日終了事業年度中の評価者は、ゴールドマン・サックス・インベストメント・マネジメント・ディビジョン・コントローラーズ（以下「IMD Controllers」という。）であった。

投資は、一定の見積り及び仮定の使用が要求される、一般に公正妥当と認められる会計原則に従い評価される。これらの見積り及び仮定は、入手可能な最良の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの見積りと大きく異なることがある。

(d) 現金

現金は取得原価で評価され、時価に近似している。

(e) ブローカーに対する債権／債務

ブローカーに対する債権は、主にポートフォリオの決済ブローカー及びさまざまな取引相手先からの未収担保金からなる。ブローカーに対する債務は、主にポートフォリオの決済ブローカー及びさまざまな取引相手先への未払担保金からなる。

ブローカーに対する債権／債務は、市場価格に近似している取得原価で評価される。

(f) 外国為替換算

すべてのポートフォリオの会計帳簿及び記録は、各々の基準通貨で維持される。外貨建取引は、取引日現在の実効為替レートで換算される。外貨建ての資産及び負債は、期末日現在の実効為替クロージング・レートで基準通貨に換算される。

外貨の換算、並びに資産及び負債の除却又は清算に係る実現損益から生じる換算差額は、損益計算書に認識される。投資有価証券及びデリバティブ金融投資に係る為替差損益、並びに現金及び現金同等物を含む貨幣項目に係るその他すべての為替差損益は、損益計算書の投資有価証券に係る実現純利益／（損失）又は未実現利益／（損失）の純変動額に反映される。

(g) 費用

本ファンドに発生する費用で、本ファンドの個々のポートフォリオ又はクラス投資証券に特に関連しないものは、その費用の性質に応じてポートフォリオに配賦される。特定のポートフォリオ又はクラス投資証券に直接帰属する費用は、それぞれの費用として計上される。

(h) 収益平準化契約

収益平準化契約は、本ファンドのポートフォリオの一部又はすべての投資口に対して適用することができる。当該契約が適用される場合、当該契約は、ある分配期間に関して分配される、又は分配が見込まれる一口当たり収益が当該期間における発行済口数の変動に影響を受けないようにすることを目的としており、ポートフォリオにおける投資有価証券の購入後に影響を受けたポートフォリオの投資主が受け取る最初の分配金額は、当該ポートフォリオが受領する収益の参加及び資本のリターン（以下「平準化金額」という。）を表している。平準化金額は投資主持分変動計算書の投資有価証券発行受取額及び投資有価証券買戻支払額に含まれている。

【短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月分配型）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

	前期 平成27年11月27日現在	当期 平成28年５月27日現在
資産の部		
流動資産		
預金	17	378,138
コール・ローン	1,614,231	2,179,760
投資証券	117,387,545	106,266,155
親投資信託受益証券	100,069	100,098
流動資産合計	119,101,862	108,924,151
資産合計	119,101,862	108,924,151
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	2,717	2,366
未払委託者報酬	185,126	161,797
その他未払費用	6,083	5,551
流動負債合計	193,926	169,714
負債合計	193,926	169,714
純資産の部		
元本等		
元本	103,061,252	102,141,340
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	15,846,684	6,613,097
（分配準備積立金）	22,331,375	25,726,231
元本等合計	118,907,936	108,754,437
純資産合計	118,907,936	108,754,437
負債純資産合計	119,101,862	108,924,151

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前期 自 平成27年５月28日 至 平成27年11月27日	当期 自 平成27年11月28日 至 平成28年５月27日
営業収益		
受取配当金	5,032,679	4,721,712
受取利息	415	316
有価証券売買等損益	△ 6,440,094	△ 579,953
為替差損益	△ 278,871	△ 12,006,816
営業収益合計	△ 1,685,871	△ 7,864,741
営業費用		
支払利息	－	160
受託者報酬	16,160	14,793
委託者報酬	1,102,210	1,009,241
その他費用	238,349	217,012
営業費用合計	1,356,719	1,241,206
営業利益又は営業損失（△）	△ 3,042,590	△ 9,105,947
経常利益又は経常損失（△）	△ 3,042,590	△ 9,105,947
当期純利益又は当期純損失（△）	△ 3,042,590	△ 9,105,947
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	140	△ 22,719
期首剰余金又は期首欠損金（△）	18,890,464	15,846,684
剰余金増加額又は欠損金減少額	1,002	5,196
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	1,002	5,196
剰余金減少額又は欠損金増加額	2,052	155,555
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	2,052	155,555
分配金	－	－
期末剰余金又は期末欠損金（△）	15,846,684	6,613,097

（３）【注記表】
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	当期 自　平成27年11月28日 至　平成28年５月27日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	投資証券及び親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．デリバティブの評価基準及び評価方法	個別法に基づき原則として時価で評価しております。
３．収益及び費用の計上基準	(1)受取配当金 外国投資証券についての受取配当金は、原則として、投資証券の配当落ち日において、確定配当金額を計上しております。 (2)有価証券売買等損益及び為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。
４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	前期 平成27年11月27日現在	当期 平成28年５月27日現在
１．元本状況		
期首元本額	103,067,870円	103,061,252円
期中追加設定元本額	5,296円	100,851円
期中一部解約元本額	11,914円	1,020,763円
２．受益権の総数	103,061,252口	102,141,340口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自　平成27年５月28日 至　平成27年11月27日	当期 自　平成27年11月28日 至　平成28年５月27日
分配金の計算過程 第13期計算期間末（平成27年６月29日）に、分配した金額はありません。	分配金の計算過程 第19期計算期間末（平成27年12月28日）に、分配した金額はありません。
第14期計算期間末（平成27年７月27日）に、分配した金額はありません。	第20期計算期間末（平成28年１月27日）に、分配した金額はありません。
第15期計算期間末（平成27年８月27日）に、分配した金額はありません。	第21期計算期間末（平成28年２月29日）に、分配した金額はありません。
第16期計算期間末（平成27年９月28日）に、分配した金額はありません。	第22期計算期間末（平成28年３月28日）に、分配した金額はありません。
第17期計算期間末（平成27年10月27日）に、分配した金額はありません。	第23期計算期間末（平成28年４月27日）に、分配した金額はありません。
第18期計算期間末（平成27年11月27日）に、分配した金額はありません。	第24期計算期間末（平成28年５月27日）に、分配した金額はありません。

（金融商品に関する注記）
Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	当期 自　平成27年11月28日 至　平成28年５月27日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

2．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であります。なお、当ファンドは投資証券及び親投資信託受益証券を通じて有価証券に投資し、また、投資証券においては、デリバティブ取引を行っております。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク、為替変動リスク及び流動性リスクであります。
3．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
4．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	当期 平成28年５月27日現在
1．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
前期（平成27年11月27日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	10
投　資　証　券	△1,185,972
合計	△1,185,962

当期（平成28年５月27日現在）

種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価差額（円）
親投資信託受益証券	10
投　資　証　券	521,518
合計	521,528

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
前期（平成27年11月27日現在）
該当事項はありません。

当期（平成28年５月27日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
当期（自　平成27年11月28日　至　平成28年５月27日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

前期 平成27年11月27日現在	当期 平成28年５月27日現在
１口当たり純資産額 1.1538円 「１口＝１円（10,000口＝11,538円）」	１口当たり純資産額 1.0647円 「１口＝１円（10,000口＝10,647円）」

（４）【附属明細表】
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	口数	評価額	備考
円	親投資信託受益証券	キャッシュ・マネジメント・マザーファンド	98,290	100,098	
	小計（日本）１銘柄		98,290	100,098	

アメリカ・ドル	投資証券	Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. Goldman Sachs Liberty Harbor Opportunistic Corporate Bond Portfolio Class IXO (USD) (MDist)	11,089.640	967,903.770	
	小計（アメリカ・ドル）１銘柄		11,089.640	967,903.770 (106,266,155)	
合計				106,366,253 (106,266,155)	

（注）1.　各種通貨ごとの小計の欄における(　)内の金額は、邦貨換算額であります。
2.　合計欄は邦貨金額を表示しております。(　)内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3.　外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数		組入有価証券時価比率※	有価証券の合計金額に対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	１銘柄	97.71%	99.91%

※組入有価証券時価比率とは、純資産額に対する比率であります。

＜参考＞
当ファンドは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」はすべて同マザーファンドの受益証券であります。
※　以下に記載した情報は監査の対象外であります。

キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

(１)貸借対照表

区分	平成27年11月27日現在 金額（円）	平成28年５月27日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,444,846,899	620,005,132
国債証券	2,701,887,000	226,766,675
地方債証券	202,416,000	400,937,636
特殊債券	－	2,409,018,300
社債券	804,032,200	1,004,318,100
未収利息	5,450,087	9,036,594
前払費用	3,649,545	2,142,636
流動資産合計	5,162,281,731	4,672,225,073
資産合計	5,162,281,731	4,672,225,073
負債の部		
流動負債		
未払金	101,456,000	203,309,000
未払解約金	20,241,780	36,843,320
その他未払費用	－	415
流動負債合計	121,697,780	240,152,735
負債合計	121,697,780	240,152,735
純資産の部		
元本等		

元本	4,951,145,714	4,351,885,951
剰余金		
剰余金又は欠損金（△）	89,438,237	80,186,387
元本等合計	5,040,583,951	4,432,072,338
純資産合計	5,040,583,951	4,432,072,338
負債純資産合計	5,162,281,731	4,672,225,073

（２）注記表
（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	自　平成27年11月28日 至　平成28年５月27日
１．有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券、地方債証券、特殊債券及び社債券 個別法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）又は価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。 また、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。
２．収益及び費用の計上基準	有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	平成27年11月27日現在	平成28年５月27日現在
１．元本状況		
開示対象ファンドの計算期間の期首における当該親投資信託の元本額	4,716,395,308円	4,951,145,714円
期中追加設定元本額	4,423,638,295円	1,844,171,672円
期中一部解約元本額	4,188,887,889円	2,443,431,435円
元本の内訳		
ＳＭＢＣファンドラップ・ヘッジファンド	58,886,725円	102,010,672円
ＳＭＢＣファンドラップ・欧州株	62,554,170円	69,350,547円
ＳＭＢＣファンドラップ・新興国株	29,424,240円	40,658,375円
ＳＭＢＣファンドラップ・コモディティ	10,340,791円	14,287,933円
ＳＭＢＣファンドラップ・米国債	59,888,565円	67,819,123円
ＳＭＢＣファンドラップ・欧州債	52,866,712円	56,262,937円
ＳＭＢＣファンドラップ・新興国債	24,018,461円	28,792,672円
ＳＭＢＣファンドラップ・日本グロース株	53,286,715円	93,918,769円
ＳＭＢＣファンドラップ・日本中小型株	35,123,049円	30,113,525円
ＳＭＢＣファンドラップ・日本債	255,217,859円	371,057,582円
ＤＣ日本国債プラス	653,345,521円	637,018,559円
エマージング・ボンド・ファンド・円コース（毎月分配型）	190,149,365円	161,097,985円
エマージング・ボンド・ファンド・豪ドルコース（毎月分配型）	613,477,188円	504,464,815円
エマージング・ボンド・ファンド・ニュージーランドドルコース（毎月分配型）	16,246,091円	13,672,507円
エマージング・ボンド・ファンド・ブラジルレアルコース（毎月分配型）	776,838,226円	614,449,091円
エマージング・ボンド・ファンド・南アフリカランドコース（毎月分配型）	16,976,736円	14,956,353円
エマージング・ボンド・ファンド・トルコリラコース（毎月分配型）	145,373,139円	110,600,435円
エマージング・ボンド・ファンド（マネープールファンド）	1,080,301,322円	886,860,314円
大和住銀 中国株式ファンド（マネー･ポートフォリオ）	529,514,745円	297,956,755円
エマージング好配当株オープン　マネー･ポートフォリオ	4,243,727円	4,197,626円
エマージング・ボンド・ファンド・中国元コース（毎月分配型）	3,695,026円	2,720,395円

グローバル・ハイイールド債券ファンド（円コース）	1,894,191円	1,288,046円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（中国・インド・インドネシア通貨コース）	5,796,246円	2,325,894円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（BRICs通貨コース）	3,917,454円	3,044,797円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（世界６地域通貨コース）	34,067,633円	10,995,166円
米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジあり）	－	245,556円
米国短期社債戦略ファンド2015-12（為替ヘッジなし）	－	245,556円
グローバル・ハイイールド債券ファンド（マネープールファンド）	38,180,328円	38,170,638円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・アジア３通貨コース	34,006,926円	31,141,936円
アジア・ハイ・インカム・ファンド・円コース	3,308,988円	2,945,761円
アジア・ハイ・インカム・ファンド（マネープールファンド）	21,155,757円	2,885,859円
日本株厳選ファンド・円コース	270,889円	270,889円
日本株厳選ファンド・ブラジルレアルコース	18,658,181円	18,658,181円
日本株厳選ファンド・豪ドルコース	679,887円	679,887円
日本株厳選ファンド・アジア３通貨コース	9,783円	9,783円
株式＆通貨 資源ダブルフォーカス（毎月分配型）	9,512,243円	9,512,243円
日本株２２５・米ドルコース	49,237円	49,237円
日本株２２５・ブラジルレアルコース	393,895円	393,895円
日本株２２５・豪ドルコース	147,711円	147,711円
日本株２２５・資源３通貨コース	49,237円	49,237円
グローバルＣＢオープン・高金利通貨コース	598,533円	598,533円
グローバルＣＢオープン・円コース	827,757円	827,757円
グローバルＣＢオープン（マネープールファンド）	18,291,348円	16,869,606円
オーストラリア高配当株プレミアム（毎月分配型）	1,057,457円	1,057,457円
スマート・ストラテジー・ファンド（毎月決算型）	12,541,581円	12,541,581円
スマート・ストラテジー・ファンド（年２回決算型）	4,566,053円	4,566,053円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（毎月決算型）	14,309円	14,309円
ボンド・アンド・カレンシー トータルリターン・ファンド（年２回決算型）	12,837円	12,837円
カナダ高配当株ツインα（毎月分配型）	66,417,109円	66,417,109円
日本株厳選ファンド・米ドルコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・メキシコペソコース	196,696円	196,696円
日本株厳選ファンド・トルコリラコース	196,696円	196,696円
エマージング・ボンド・ファンド・カナダドルコース（毎月分配型）	645,688円	589,796円
エマージング・ボンド・ファンド・メキシコペソコース（毎月分配型）	957,497円	1,715,085円
カナダ高配当株ファンド	984円	984円
短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月分配型）	98,290円	98,290円
短期米ドル社債ファンド2015-06（為替ヘッジあり）	98,242円	98,242円
短期米ドル社債ファンド2015-06（為替ヘッジなし）	98,242円	98,242円
短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月分配型）	98,242円	98,242円
米国短期社債戦略ファンド2015-10（為替ヘッジあり）	149,304円	149,304円
米国短期社債戦略ファンド2015-10（為替ヘッジなし）	215,194円	215,194円
合計	4,951,145,714円	4,351,885,951円
２．受益権の総数	4,951,145,714口	4,351,885,951口

（金融商品に関する注記）

Ⅰ　金融商品の状況に関する事項

項目	自　平成27年11月28日 至　平成28年５月27日
１．金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第２条第４項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
２．金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有している金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務であります。これらの金融商品に係るリスクは、価格変動リスク、信用リスク及び流動性リスクであります。
３．金融商品に係るリスク管理体制	委託会社のファンドの運用におけるリスク管理については、運用部門から独立した組織体制で行っております。運用管理委員会（代表取締役社長を委員長とします。）は、ファンドの運用状況を総合的に分析・評価するとともに、運用リスク管理の強化・改善に向けた方策を討議・決定しております。また、プロダクト管理部運用審査室は、ファンドのパフォーマンス分析・評価並びにリスク分析を行い、運用部門に開示するとともに、運用管理委員会を通じて、運用リスクの軽減に向けた提言を行っております。
４．金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

Ⅱ　金融商品の時価等に関する事項

項目	平成28年５月27日現在
１．金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
２．時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）
売買目的有価証券
（平成27年11月27日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
国　債　証　券	△3,053,000
地 方 債 証 券	△922,000
社　　債　　券	△1,874,100
合計	△5,849,100

※「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成27年７月28日から平成27年11月27日まで）を指しております。

（平成28年５月27日現在）

種類	計算期間※の損益に含まれた評価差額（円）
国　債　証　券	△558,418
地 方 債 証 券	△3,659,184
特　殊　債　券	△3,839,700
社　　債　　券	△2,991,000
合計	△11,048,302

※「計算期間」とは、「キャッシュ・マネジメント・マザーファンド」の計算期間の期首日から開示対象ファンドの期末日までの期間（平成27年７月28日から平成28年５月27日まで）を指しております。

（デリバティブ取引等関係に関する注記）
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引
（平成27年11月27日現在）
該当事項はありません。

（平成28年５月27日現在）
該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）
（自　平成27年11月28日　至　平成28年５月27日）
該当事項はありません。

（１口当たり情報）

平成27年11月27日現在	平成28年５月27日現在
１口当たり純資産額 1.0181円 「１口＝１円（10,000口＝10,181円）」	１口当たり純資産額 1.0184円 「１口＝１円（10,000口＝10,184円）」

（３）附属明細表
有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
円	国債証券	97 5年国債	200,000,000	200,060,000	
	国債証券	98 5年国債	26,700,000	26,706,675	
	地方債証券	143 神奈川県公債	98,000,000	99,002,736	
	地方債証券	18-5 兵庫県公債	100,000,000	100,135,900	
	地方債証券	18-7 埼玉県公債	100,000,000	101,432,700	
	地方債証券	18-1 新潟県公債	100,000,000	100,366,300	
	特殊債券	16 政保政策投資B	200,000,000	202,806,000	
	特殊債券	25 政保道路機構	200,000,000	202,527,000	
	特殊債券	30 政保道路機構	300,000,000	304,389,600	
	特殊債券	156 政保道路機構	400,000,000	400,948,800	
	特殊債券	867 政保公営企業	100,000,000	100,589,500	
	特殊債券	873 政保公営企業	500,000,000	507,014,000	

	特殊債券	2 政保首都高速	90,000,000	90,549,000	
	特殊債券	197 政保預金保険	600,000,000	600,194,400	
	社債券	7 セブンアンドアイ	100,000,000	100,010,600	
	社債券	22 日新製鋼	100,000,000	100,207,800	
	社債券	8 小松製作所	100,000,000	100,009,800	
	社債券	15 ダイキン工業	100,000,000	100,238,800	
	社債券	39 日本精工	100,000,000	101,573,100	
	社債券	10 セイコーエプソン	100,000,000	100,073,900	
	社債券	21 トヨタフアイナンス	100,000,000	100,125,800	
	社債券	67 東京急行電鉄	100,000,000	100,258,500	
	社債券	62 小田急電鉄	100,000,000	100,041,800	
	社債券	30 東海旅客鉄道	100,000,000	101,778,000	
合計　24銘柄			4,014,700,000	4,041,040,711	

＜参考＞
当ファンドは、「Goldman Sachs Funds S.I.C.A.V. Goldman Sachs Liberty Harbor Opportunistic Corporate Bond Portfolio Class IXO (USD) (MDist)」を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資証券」は、この投資証券であり、ルクセンブルグ籍の米ドル建て外国投資証券です。
このファンドの状況は、前記「短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月分配型）」に記載のとおりであります。

2【ファンドの現況】
【純資産額計算書】
（平成28年６月末現在）

短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月分配型）

Ⅰ　資産総額	10,140,801	円
Ⅱ　負債総額	482,689	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	9,658,112	円
Ⅳ　発行済数量	10,000,000	口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9658	円

短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月分配型）

Ⅰ　資産総額	100,714,229	円
Ⅱ　負債総額	16,299	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	100,697,930	円
Ⅳ　発行済数量	101,541,843	口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	0.9917	円

（参考）キャッシュ・マネジメント・マザーファンド

Ⅰ　資産総額	4,815,184,706	円
Ⅱ　負債総額	10,359,891	円
Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ）	4,804,824,815	円
Ⅳ　発行済数量	4,717,232,405	口
Ⅴ　１単位当り純資産額（Ⅲ／Ⅳ）	1.0186	円

第４【内国投資信託受益証券事務の概要】

１　名義書換手続など

該当事項はありません。

２　受益者名簿

作成しません。

３　受益者に対する特典

ありません。

４　受益権の譲渡

①受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

②上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

５　受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6　受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7　償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に支払います。

8　質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

（注）委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

第三部【委託会社等の情報】

第１【委託会社等の概況】

１【委託会社等の概況】

(１)資本金の額

資本金の額：20億円（平成28年６月末現在）

会社が発行する株式総数：12,800,000株

発行済株式総数：3,850,000株

最近５年間における主な資本金の額の増減：該当事項はありません。

(２)会社の機構

会社は、10名以内で構成される取締役により運営されます。取締役は、株主総会の決議によって選任されます。取締役の選任は、議決権を行使することができる総株主の議決権の３分の２以上を有する株主が出席し、議決権を行使することができる総株主の議決権の３分の２以上をもってこれを行います。

取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。補欠として選任された取締役の任期は、前任取締役の任期の満了する時までとします。

取締役会は、取締役会の決議によって取締役の中から取締役社長、取締役副社長各１名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。また代表取締役は２名とし、取締役社長および取締役副社長がこれに就任します。ただし、取締役副社長を置かない場合、専務取締役から代表取締役１名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役が招集し、招集通知は３日前までにこれを発します。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができます。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役の３分の２以上が出席し、その８分の５以上をもって行います。

＜投信運用の意思決定プロセス＞

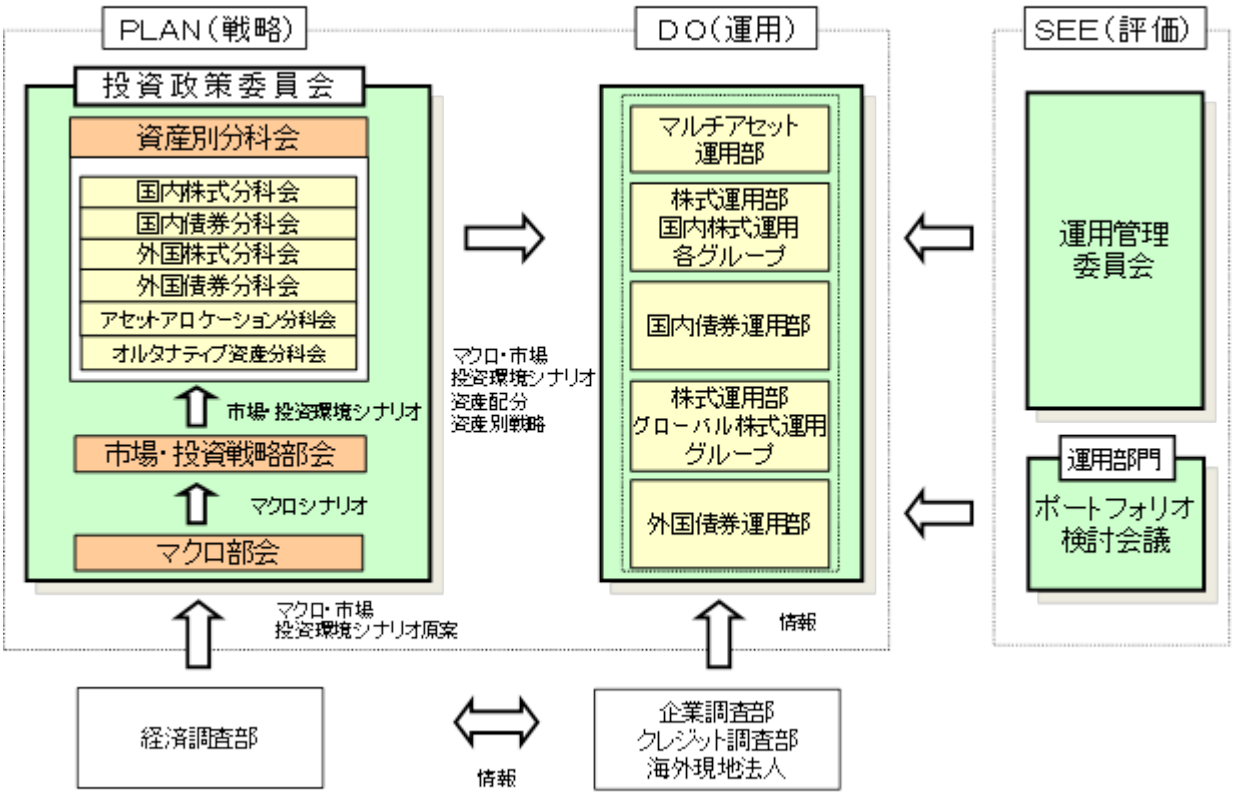

２【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、株式会社住友銀行（現株式会社三井住友フィナンシャルグループ）および大和證券株式会社（現株式会社大和証券グループ本社）の戦略的提携により平成11年４月１日付で、大和投資顧問株式会社と住銀投資顧問株式会社およびエス・ビー・アイ・エム投信株式会社の三社が合併して設立された会社です。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行っています。

平成28年６月末現在、委託会社が運用の指図を行っている投資信託の総ファンド数は、354本であり、その純資産総額は、約3,147,678百万円です（なお、親投資信託126本は、ファンド数及び純資産総額からは除いております。）。

種類	ファンド数	純資産総額
単位型株式投資信託	34	157,644百万円
追加型株式投資信託	279	2,754,119百万円
単位型公社債投資信託	41	235,914百万円
合計	354	3,147,678百万円

３【委託会社等の経理状況】

１．委託会社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。）並びに同規則第２条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年８月６日内閣府令第52号。）により作成しております。

２．財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

３．委託会社は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づき、第44期事業年度（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による監査を受けております。

（１）【貸借対照表】　（単位：千円）

		第43期 （平成27年3月31日）	第44期 （平成28年3月31日）
資産の部			
流動資産			
現金・預金		19,107,074	22,725,768
前払費用		198,366	195,917
未収委託者報酬		3,278,499	3,678,543
未収運用受託報酬		1,001,357	957,351
未収収益		15,862	12,713
繰延税金資産		559,646	644,694
その他		7,378	824
流動資産計		24,168,184	28,215,813
固定資産			
有形固定資産			
建物	※1	135,473	110,648
器具備品	※1	48,230	80,498
土地		710	710
リース資産	※1	6,166	10,102
有形固定資産計		190,580	201,959
無形固定資産			
ソフトウエア		105,376	95,535
電話加入権		12,706	12,706
無形固定資産計		118,082	108,242

投資その他の資産		
投資有価証券	5,298,347	5,480,557
関係会社株式	1,169,774	956,115
従業員長期貸付金	3,738	2,428
長期差入保証金	510,636	511,355
出資金	82,660	82,660
繰延税金資産	561,097	556,611
その他	2,190	1,567
貸倒引当金	△20,750	△20,750
投資その他の資産計	7,607,693	7,570,543
固定資産計	7,916,356	7,880,745
資産合計	32,084,541	36,096,558

（単位：千円）

	第43期 （平成27年3月31日）	第44期 （平成28年3月31日）
負債の部		
流動負債		
リース債務	3,042	3,565
未払金	53,907	85,383
未払手数料	1,519,563	1,620,526
未払費用	1,178,272	1,178,517
未払法人税等	1,515,891	1,923,850
未払消費税等	620,431	323,266
賞与引当金	1,220,900	1,498,000
役員賞与引当金	87,600	101,000
業務委託関連引当金	―	25,700
その他	29,244	20,860
流動負債計	6,228,853	6,780,670
固定負債		
リース債務	3,527	7,280
退職給付引当金	1,459,244	1,546,322
役員退職慰労引当金	148,160	100,350
固定負債計	1,610,931	1,653,953
負債合計	7,839,785	8,434,623

（単位：千円）

	第43期 （平成27年3月31日）	第44期 （平成28年3月31日）
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金		
資本準備金	156,268	156,268
資本剰余金合計	156,268	156,268
利益剰余金		
利益準備金	343,731	343,731
その他利益剰余金		
別途積立金	1,100,000	1,100,000
繰越利益剰余金	20,569,363	24,034,752
利益剰余金合計	22,013,094	25,478,483
株主資本合計	24,169,363	27,634,752
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	75,392	27,182
評価・換算差額等合計	75,392	27,182
純資産合計	24,244,756	27,661,934
負債純資産合計	32,084,541	36,096,558

（２）【損益計算書】

（単位：千円）

	第43期 （自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日）	第44期 （自　平成27年4月1日 至　平成28年3月31日）
営業収益		
運用受託報酬	3,613,731	4,608,029
委託者報酬	30,077,141	33,183,045
その他営業収益	54,133	45,653
営業収益計	33,745,007	37,836,728
営業費用		
支払手数料	14,599,540	15,893,270
広告宣伝費	172,450	168,848
公告費	-	1,028
調査費		

調査費	1,225,517	1,315,033
委託調査費	3,858,570	3,914,869
委託計算費	166,866	193,638
営業雑経費		
通信費	35,132	31,664
印刷費	465,810	523,643
協会費	23,810	23,203
諸会費	2,207	2,545
その他	48,630	63,792
営業費用計	20,598,538	22,131,536
一般管理費		
給料		
役員報酬	201,630	191,952
給料・手当	2,893,443	2,916,345
賞与	99,464	108,042
退職金	4,787	7,113
福利厚生費	644,228	683,822
交際費	17,830	19,339
旅費交通費	149,324	165,319
租税公課	91,224	136,339
不動産賃借料	627,983	635,313
退職給付費用	225,474	226,884
固定資産減価償却費	58,879	55,907
賞与引当金繰入額	1,174,402	1,498,000
役員退職慰労引当金繰入額	38,530	37,270
役員賞与引当金繰入額	86,300	101,100
諸経費	250,480	279,901
一般管理費計	6,563,983	7,062,654
営業利益	6,582,484	8,642,537
営業外収益		
受取配当金	18,215	17,230
受取利息	3,072	4,001
投資有価証券売却益	71,459	62,103
為替差益	397	106
その他	12,418	13,069
営業外収益計	105,563	96,510
営業外費用		
投資有価証券売却損	764	5,968

営業外費用計	764	5,968
経常利益	6,687,284	8,733,078
特別利益		
ゴルフ会員権売却益	400	―
特別利益計	400	―
特別損失		
関係会社株式評価損	―	213,659
業務委託関連引当金繰入	―	25,700
固定資産除却損	95	4,215
割増退職金	7,785	―
特別損失計	7,881	243,574
税引前当期純利益	6,679,803	8,489,504
法人税、住民税及び事業税	2,602,339	3,016,713
法人税等調整額	△53,385	△56,198
法人税等合計	2,548,953	2,960,515
当期純利益	4,130,849	5,528,988

（３）【株主資本等変動計算書】

第43期　（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	19,953,563
当期変動額						
剰余金の配当						△3,515,050
当期純利益						4,130,849
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	615,799
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	20,569,363

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	21,397,294	23,553,563	3,001	3,001	23,556,565
当期変動額					
剰余金の配当	△3,515,050	△3,515,050			△3,515,050
当期純利益	4,130,849	4,130,849			4,130,849

株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			72,391	72,391	72,391
当期変動額合計	615,799	615,799	72,391	72,391	688,190
当期末残高	22,013,094	24,169,363	75,392	75,392	24,244,756

第44期　（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）　（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					別途積立金	繰越利益剰余金
当期首残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	20,569,363
当期変動額						
剰余金の配当						△2,063,600
当期純利益						5,528,988
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	-	-	-	-	-	3,465,388
当期末残高	2,000,000	156,268	156,268	343,731	1,100,000	24,034,752

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
	利益剰余金合計				
当期首残高	22,013,094	24,169,363	75,392	75,392	24,244,756
当期変動額					
剰余金の配当	△2,063,600	△2,063,600			△2,063,600
当期純利益	5,528,988	5,528,988			5,528,988
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△48,210	△48,210	△48,210
当期変動額合計	3,465,388	3,465,388	△48,210	△48,210	3,417,178
当期末残高	25,478,483	27,634,752	27,182	27,182	27,661,934

注記事項
重要な会計方針

1.有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

総平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は総平均法により算出し、評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）を採用しております。

時価のないもの

総平均法による原価法を採用しております。

2.固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物　15～30年

器具備品　4～15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3.引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、社内規定に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績に応じて、各事業年度ごとに各人別に勤務費用が確定するためです。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末の要支給額を計上しております。

(6) 業務委託関連引当金

一部業務を外部委託するに当たり、当社が負担する従業員費用等の支出に備えるため合理的に発生すると見込まれる費用を計上しております。

4.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（貸借対照表関係）

第43期 （平成27年3月31日）	第44期 （平成28年3月31日）

※1.有形固定資産の減価償却累計額	
建物	416,284千円
器具備品	241,990千円
リース資産	10,452千円
2.保証債務	
被保証者	従業員
被保証債務の内容	住宅ローン
金額	7,139千円

※1.有形固定資産の減価償却累計額	
建物	438,341千円
器具備品	272,516千円
リース資産	13,775千円
2.保証債務	
被保証者	従業員
被保証債務の内容	住宅ローン
金額	2,945千円

（株主資本等変動計算書関係）

第43期（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）

1.発行済株式に関する事項　（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	－	－	3,850
合　　計	3,850	－	－	3,850

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成26年6月24日定時株主総会	普通株式	3,515,050	913	平成26年3月31日	平成26年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月24日定時株主総会	普通株式	2,063,600	利益剰余金	536	平成27年3月31日	平成27年6月25日

第44期（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）

1.発行済株式に関する事項　（単位：千株）

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	3,850	－	－	3,850
合　　計	3,850	－	－	3,850

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成27年6月24日定時株主総会	普通株式	2,063,600	536	平成27年3月31日	平成27年6月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	１株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
平成28年6月23日定時株主総会	普通株式	2,764,300	利益剰余金	718	平成28年3月31日	平成28年6月24日

（金融商品関係）

1.金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用事業を行っております。余裕資金は安全で流動性の高い金融資産で運用し、銀行からの借入や社債の発行はありません。

安全性の高い金融商品での短期的な運用の他に、自社ファンドの設定に自己資本を投入しております。

その自己設定投信は、事業推進目的で保有しており、設定、解約又は償還に関しては、社内規定に従っております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

主たる営業債権は、投資運用業等より発生する未収委託者報酬、未収運用受託報酬であります。

これらの債権は、全て１年以内の債権であり、そのほとんどが信託財産の中から支払われるため、回収不能となるリスクは極めて軽微であります。

投資有価証券は、その大半が事業推進目的で設定した投資信託であり、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。

未払手数料は、投資信託の販売に係る支払手数料であります。また、未払費用は、投資信託の運用に係る再委託手数料であります。

これらの債務は、全て１年以内の債務であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、社内規定に従って取引先を選定し、担当部門で取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、投資有価証券の一部を除いて、資金決済のほとんどを自国通貨で行っているため、為替の変動リスクは極めて限定的であります。

投資有価証券のうち自己設定投信については、その残高及び損益状況等を定期的に経営会議に報告しております。

また、デリバティブ取引についても行っておりません。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、社内規定に従って手元流動性を維持することにより、流動性リスクを管理しております。

2.金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません（(注2)を参照ください）。

第43期（平成27年3月31日）　　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	19,107,074	19,107,074	－
（2）未収委託者報酬	3,278,499	3,278,499	－
（3）未収運用受託報酬	1,001,357	1,001,357	－
（4）投資有価証券			
その他有価証券	5,247,212	5,247,212	－
資産計	28,634,143	28,634,143	－
（1）未払手数料	1,519,563	1,519,563	－
（2）未払費用（*1）	926,569	926,569	－

負債計	2,446,132	2,446,132	―

（*1）金融商品に該当するものを表示しております。

第44期（平成28年3月31日）　　（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（1）現金・預金	22,725,768	22,725,768	―
（2）未収委託者報酬	3,678,543	3,678,543	―
（3）未収運用受託報酬	957,351	957,351	―
（4）投資有価証券			
その他有価証券	5,429,421	5,429,421	―
資産計	32,791,085	32,791,085	―
（1）未払手数料	1,620,526	1,620,526	―
（2）未払費用（*1）	917,268	917,268	―
負債計	2,537,794	2,537,794	―

（*1）金融商品に該当するものを表示しております。

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

（1）現金・預金、（2）未収委託者報酬、及び（3）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（4）投資有価証券

投資信託であり、公表されている基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項「有価証券関係」をご参照下さい。

負債

（1）未払手数料、及び（2）未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

（単位：千円）

区分	第43期（平成27年3月31日）	第44期（平成28年3月31日）
（1）その他有価証券		
非上場株式	51,135	51,135
（2）子会社株式		
非上場株式	1,169,774	956,115
（3）長期差入保証金	510,636	511,355

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象としておりません。このため、（1）その他有価証券の非上場株式については2.（4）投資有価証券には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日以後の償還予定額

第43期（平成27年3月31日）　　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	19,107,074	―	―	―
未収委託者報酬	3,278,499	―	―	―
未収運用受託報酬	1,001,357	―	―	―
投資有価証券				

その他有価証券のうち満期があるもの	428,800	2,113,200	149,744	―
合計	23,815,730	2,113,200	149,744	―

第44期（平成28年3月31日）　（単位：千円）

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	22,725,768	―	―	―
未収委託者報酬	3,678,543	―	―	―
未収運用受託報酬	957,351	―	―	―
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期のあるもの	―	2,106,635	236,275	―
合計	27,361,663	2,106,635	236,275	―

（有価証券関係）

1.子会社株式

第43期（平成27年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 1,169,774千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

第44期（平成28年3月31日）

子会社株式（貸借対照表計上額、関係会社株式 956,115千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2.その他有価証券

第43期（平成27年3月31日）　（単位:千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	3,086,552	2,925,460	161,092
小計	3,086,552	2,925,460	161,092
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,160,660	2,210,000	△49,340
小計	2,160,660	2,210,000	△49,340
合計	5,247,212	5,135,460	111,752

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第44期（平成28年3月31日）　（単位:千円）

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
その他			
証券投資信託の受益証券	2,768,399	2,640,700	127,699
小計	2,768,399	2,640,700	127,699

貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの その他 証券投資信託の受益証券	2,661,022	2,749,542	△88,520
小計	2,661,022	2,749,542	△88,520
合計	5,429,421	5,390,242	39,178

（注）非上場株式（貸借対照表計上額　51,135千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.当事業年度中に売却したその他有価証券

第43期（自 平成26年4月1日　至 平成27年3月31日）

（単位:千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	2,494,198	71,459	764

第44期（自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）

（単位:千円）

種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	728,134	62,103	5,968

4.減損処理を行った有価証券

第43期（自 平成26年4月1日　至 平成27年3月31日）

該当事項はありません。

第44期（自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）

当事業年度において、関係会社株式について213,659千円の減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1.採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規程に基づく退職一時金制度のほか、確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2.簡便法を適用した確定給付制度

（1）簡便法を採用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（単位：千円）

	第43期 （自　平成26年4月1日 至　平成27年3月31日）	第44期 （自　平成27年4月1日 至　平成28年3月31日）
退職給付引当金の期首残高	1,391,001	1,459,244
退職給付費用	162,604	162,311
退職給付の支払額	△122,316	△75,233
その他	27,955	―
退職給付引当金の期末残高	1,459,244	1,546,322

（注）その他は、転籍者の退職給付引当金受入れ額であります。

（2）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（単位：千円）

	第43期 （平成27年3月31日）	第44期 （平成28年3月31日）
積立型制度の退職給付債務	―	―

年金資産	―	―
	―	―
非積立型制度の退職給付債務	1,459,244	1,546,322
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,459,244	1,546,322
退職給付引当金	1,459,244	1,546,322
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,459,244	1,546,322

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　　第43期　162,604千円　　第44期　162,311千円

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、第43期は62,870千円、第44期は64,573千円であります。

（税効果会計関係）

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	第43期 （平成27年3月31日）	第44期 （平成28年3月31日）
(1)流動資産		
繰延税金資産		
未払事業税	107,110	119,355
賞与引当金	404,117	462,282
社会保険料	33,528	31,640
未払事業所税	4,550	4,486
その他	19,871	26,929
繰延税金資産合計	569,179	644,694
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 9,532	―
繰延税金負債合計	△ 9,532	―
繰延税金資産の純額	559,646	644,694
(2)固定資産		
繰延税金資産		
退職給付引当金	471,999	473,920
投資有価証券	2,243	67,546
ゴルフ会員権	11,618	11,000
役員退職慰労引当金	48,561	30,899
その他	67,362	63,787
繰延税金資産小計	601,785	647,154
評価性引当額	△ 13,861	△ 78,546
繰延税金資産合計	587,924	568,607
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 26,826	△ 11,996
繰延税金負債合計	△ 26,826	△ 11,996
繰延税金資産の純額	561,097	556,611

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	第43期 （平成27年3月31日）	第44期 （平成28年3月31日）
法定実効税率	35.60%	33.10%
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.56%	0.47%
住民税均等割等	0.06%	0.04%
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	1.22%	0.95%
特定外国子会社等留保課税	0.46%	0.31%
税額控除	―	△0.46%
その他	0.26%	0.46%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	38.16%	34.87%

3.法人税等の税率の変更による繰延税金資産の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の33.10%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については30.62%となります。

この税率変更により、繰延税金資産の金額が81,319千円減少し、法人税等調整額が80,645千円、その他有価証券評価差額金が673千円、それぞれ増加しております。

（セグメント情報等）

セグメント情報

1.　報告セグメントの概要

当社は、「投資・金融サービス業」の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第43期（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）

1.　製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	30,077,141	3,613,731	54,133	33,745,007

2.　地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3.　主要な顧客ごとの情報

外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

第44期（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）
1．　製品及びサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資信託委託業	投資一任業務	その他	合計
外部顧客からの営業収益	33,183,045	4,608,029	45,653	37,836,728

2．　地域ごとの情報
（1）営業収益
本邦の顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため記載を省略しております。
（2）有形固定資産
本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3．主要な顧客ごとの情報
外部顧客からの営業収益のうち、損益計算書の営業収益10%以上を占める相手先がないため、記載は省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

(関連当事者との取引)
第43期（自 平成26年4月1日　至 平成27年3月31日）
兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	5,383,745	未払手数料	555,261
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	2,695,822	未払手数料	344,291

取引条件及び取引条件の決定方針等
※1　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

※2　上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

第44期（自 平成27年4月1日　至 平成28年3月31日）

兄弟会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金(億円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
その他の関係会社の子会社	大和証券株式会社	東京都千代田区	1,000	証券業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	5,745,272	未払手数料	451,175
その他の関係会社の子会社	株式会社三井住友銀行	東京都千代田区	17,709	銀行業	―	当社投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払※1	2,730,584	未払手数料	436,102

取引条件及び取引条件の決定方針等

※1　投資信託に係る事務代行手数料については、商品性格等を勘案し総合的に決定しております。

※2　上記金額の内、取引金額には消費税が含まれておらず、期末残高には消費税が含まれています。

（１株当たり情報）

	第43期（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）	第44期（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）
1株当たり純資産額	6,297円34銭	7,184円92銭
1株当たり当期純利益金額	1,072円95銭	1,436円10銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たりの当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第43期（自　平成26年4月1日　至　平成27年3月31日）	第44期（自　平成27年4月1日　至　平成28年3月31日）
当期純利益(千円)	4,130,849	5,528,988
普通株主に帰属しない金額（千円）	―	―
普通株式に係る当期純利益（千円）	4,130,849	5,528,988
普通株式の期中平均株式数（千株）	3,850	3,850

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

４【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(１)自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(２)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(３)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(４)および(５)において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行うこと。

(４)委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(５)上記(３)および(４)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

５【その他】

(１)定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項

当社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(２)訴訟事件その他重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えると予想される訴訟事件等は発生していません。

委託会社の営業年度は、毎年４月１日より翌年３月31日までとし、営業年度末に決算を行います。

第２【その他の関係法人の概況】

１【名称、資本金の額及び事業の内容】

(１)受託会社

名称	資本金の額（百万円） 平成28年３月末現在	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

＜参考：再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）の概要＞

・資本金：51,000百万円（平成28年３月末現在）

・事業の内容：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

・再信託の目的：原信託契約にかかる信託事務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

(２)販売会社

名称	資本金の額（百万円） 平成28年３月末現在	事業の内容
カブドットコム証券株式会社	7,196	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社ＳＢＩ証券	47,937	
髙木証券株式会社	11,069	
楽天証券株式会社	7,495	
リテラ・クレア証券株式会社	3,794	

２【関係業務の概要】

(１)受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産に属する有価証券の保管・管理・計算等およびその信託事務処理の一部の委託等を行います。

(２)販売会社

日本におけるファンドの募集・販売業務、解約金・償還金、収益分配金の支払い等に関する事務等を行います。

３【資本関係】

(１)受託会社

受託会社の三井住友信託銀行株式会社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の2.1%の株式を保有しています。

(２)販売会社

リテラ・クレア証券株式会社の親会社である株式会社大和証券グループ本社は、ファンドの受益権の発行会社である大和住銀投信投資顧問株式会社の44.0%の株式を保有しています。

第３【その他】

１　目論見書の表紙から本文の前までおよび裏表紙の記載について

(１)「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨を記載することがあります。

(２)委託会社の金融商品取引業者登録番号を記載することがあります。

(３)委託会社のインターネットホームページのアドレスおよび他のインターネットのアドレス（これらのアドレスをコード化した図形等も含む）ならびに電話番号および受付時間等を記載することがあります。

(４)請求目論見書の入手方法および投資信託約款が請求目論見書に掲載されている旨を記載することがあります。

(５)目論見書の使用開始日を記載することがあります。

(６)投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨を記載することがあります。

(７)請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨を記載することがあります。

(８)「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。」との趣旨を示す記載をすることがあります。
(９)当ファンドのロゴおよび委託会社のロゴを記載することがあります。
(10)ファンドの形態等を表示する文言を記載することがあります。
(11)図案を採用することがあります。また、ファンドの管理番号等を記載することがあります。

２　目論見書は電子媒体として使用される他、インターネット等に掲載されることがあります。

３　当ファンドの投資信託約款の全文を請求目論見書に掲載することがあります。

４　目論見書は、目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称して使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

平成28年６月10日

大和住銀投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯　田　浩　司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅　津　　広	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和住銀投信投資顧問株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第44期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和住銀投信投資顧問株式会社の平成28年３月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注１)　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
(注２)　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年7月8日

大和住銀投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯田　浩司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅津　広	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月分配型）の平成27年11月28日から平成28年5月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジあり＞（毎月分配型）の平成28年5月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注１)　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注２)　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年7月8日

大和住銀投信投資顧問株式会社
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯田　浩司	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	梅津　広	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月分配型）の平成27年11月28日から平成28年5月27日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、短期米ドル社債オープン＜為替ヘッジなし＞（毎月分配型）の平成28年5月27日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

大和住銀投信投資顧問株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注１)　上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注２)　XBRLデータは監査の対象には含まれていません。